

第3期八潮市地域福祉計画推進委員会 資料2

令和4年2月8日

八潮市健康福祉部社会福祉課

第3期 八潮市地域福祉計画

【案】

ごあいさつ

ここにあいさつ文が入ります

令和4年3月

八潮市長 大山 忍

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	3
2 地域福祉とは	4
3 地域福祉計画とは	5
4 計画の位置づけ	6
5 計画の期間	7
6 計画の策定体制	8
第2章 八潮市の現状と課題	9
1 地域福祉を取り巻く社会動向	11
2 八潮市の地域福祉を取り巻く概況	15
3 各種調査結果にみる八潮市の現状	30
4 困難事例把握調査等にみる八潮市の現状	44
5 第2期計画の評価	47
6 八潮市の地域福祉を取り巻く課題	51
第3章 計画の基本方針	53
1 将来像	55
2 共通理念	56
3 基本目標	58
4 施策体系	60
5 地域福祉圏域	62
第4章 施策の展開	63
基本目標1 ともに手を携え互いに支え合う絆づくり	65
基本目標2 地域福祉意識の高揚と地域福祉を支える人づくり	70
基本目標3 安全に安心して生きがいを持って住み続けられる地域づくり	74
基本目標4 多様な福祉課題に対応できるしくみづくり	80

第5章 計画の推進	85
1 計画を推進するための各主体の役割	87
2 計画の進行管理	90
資料編	91
1 策定の経過	93
2 策定の体制	95
3 用語解説	104

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、安全・安心に対する意識の高まりなど、福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

地域においても、コミュニティ活動の担い手不足や担い手の高齢化が進むなどにより、支え合いの機能は低下しています。加えて、生活困窮やひきこもりの状況にある家庭、介護や子育てなどの悩みや不安を抱えながらも周囲の協力を得ることができない家庭などが増加しています。

さらに、高齢の親が中高年のひきこもる子どもの生活を支える「8050問題」や、育児と介護に同時に直面する「ダブルケア」、18歳未満の子どもが家族のケアを担う「ヤングケアラー」の問題など、1世帯で複数のリスクを抱える問題が生じています。

国では、これまで高齢者や障がい者、子どもなど、各対象を支援するための福祉制度を整備し、支援が必要な人への取組を充実させてきましたが、社会や地域の状況を踏まえ、今後は、制度の枠組みに捉われず一人ひとりが尊重される「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

そのためには、一人ひとりが地域や福祉の課題を「自分ごと」として捉え、地域に主体的に関わることや、行政をはじめとした専門機関が連携し、包括的な支援体制を整備していくことが求められます。

八潮市（以下「本市」という。）では、かつての地域住民同士の助け合いの仕組みに加え、地域社会を構成するあらゆる人たちがともに手を携え、地域の誰もが支え合う体制づくりを地域社会において創出していくため、平成24年3月に「八潮市地域福祉計画」（以下「第1期計画」という。）、平成29年3月に「第2期八潮市地域福祉計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、地域福祉の推進のために様々な取組を実践してきました。

本市では、第2期計画の成果やニーズ等を踏まえ、これからの本市における地域福祉を推進するための指針として、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「第3期八潮市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが安心して暮らすことができるよう、地域住民、行政、社会福祉関係団体などが、ともに助け合い支え合う地域づくりを行うことです。

そのためには、一人ひとりが、自分でできることは自分でする「自助」の意識を持つとともに、家族や地域で助け合い支え合う「互助」の考え方を持つことが大切です。

そして、行政には、介護保険や医療保険などの制度化された相互扶助である「共助」の役割が求められるとともに、自助・互助・共助では対応できない生活困窮等の状況に対して支援を行う「公助」の役割が求められます。

本計画では、こうした「自助・互助・共助・公助」のそれぞれの役割分担のもとで相互に補完し合いながら、地域社会を構成するあらゆる人たち（地域における多様な主体）がともに手を携え、自分たちの持っている特性を生かし、地域福祉の推進という共通の目的に向かって計画を推進します。

■本計画における「自助・互助・共助・公助」の考え方



3 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」のため、同法第107条第1項の規定に基づき「市町村地域福祉計画」として策定するもので、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画となります。

■社会福祉法(抄)

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

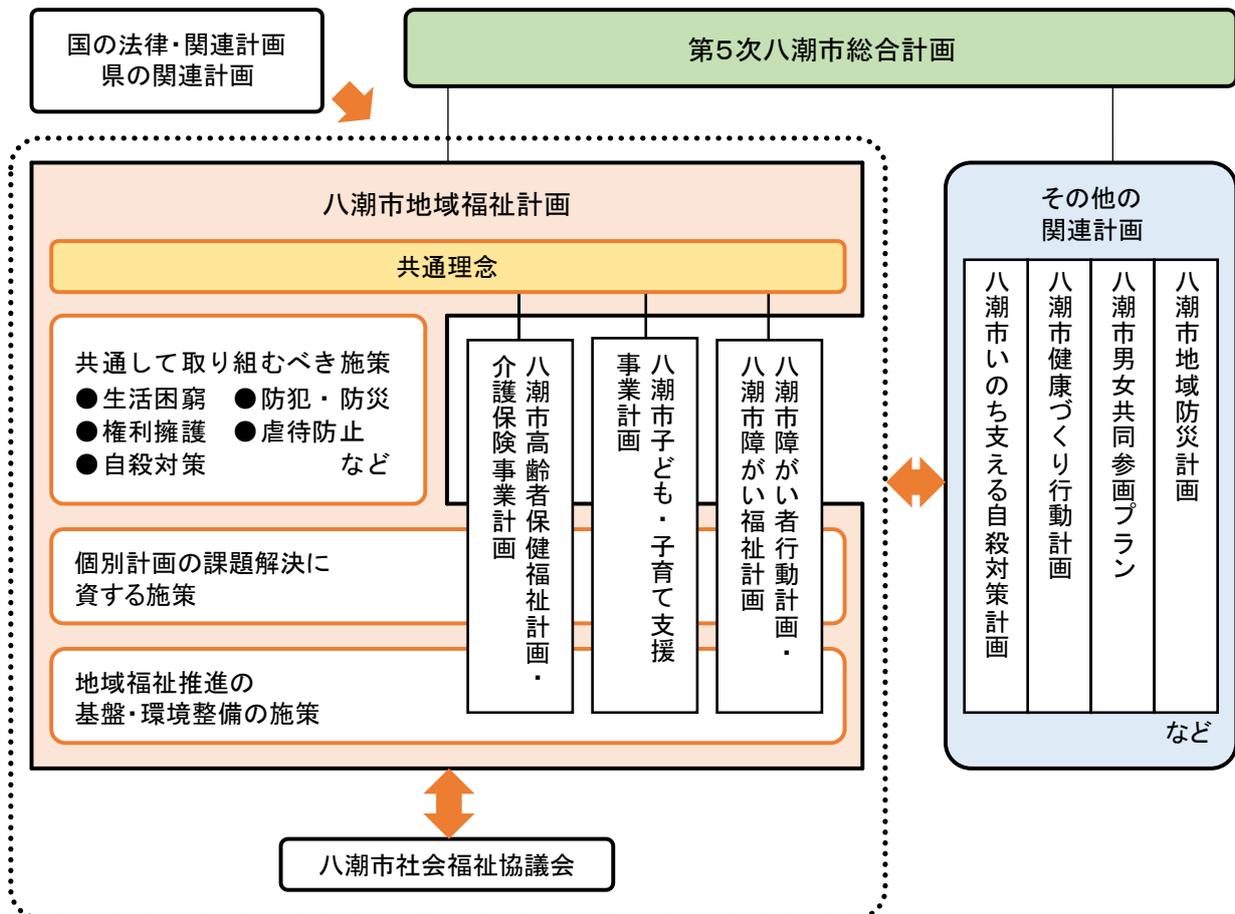
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

4 計画の位置づけ

本計画は、「第5次八潮市総合計画」の政策領域別計画として、福祉分野の個別計画の地域福祉推進に関する方針や施策等と連動することから、既に個別分野ごとに策定している計画及び国や県などから出されている地域福祉に関連する法律や計画等との整合を図り、新たな社会問題をはじめとする地域の広範な生活課題に対応できる計画とします。

また、本計画は「地域」に着目し、地域において支援を必要とする人の生活課題解決のための方策について定めるとともに、地域福祉を推進していく上で特に重要な役割を担う八潮市社会福祉協議会との連携を図るため、八潮市社会福祉協議会の取組も併せて掲載することとします。

■ 計画の位置づけ



5 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5か年を計画期間とします。

ただし、地域における課題や取組の成果等を踏まえ、他の関連する計画との整合を図りながら、必要に応じて見直しを検討するものとします。

■計画の期間

計画	年度					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合計画	第5次八潮市総合計画 【平成28年度～令和7年度】					
地域福祉計画	見直し	第3期八潮市地域福祉計画 【令和4年度～令和8年度】				
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第8期八潮市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 【令和3年度～令和5年度】					
子ども・子育て支援 事業計画	第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画 【令和2年度～令和6年度】					
障がい者行動計画 障がい福祉計画	第7次八潮市障がい者行動計画・ 第6期八潮市障がい福祉計画 【令和3年度～令和5年度】					

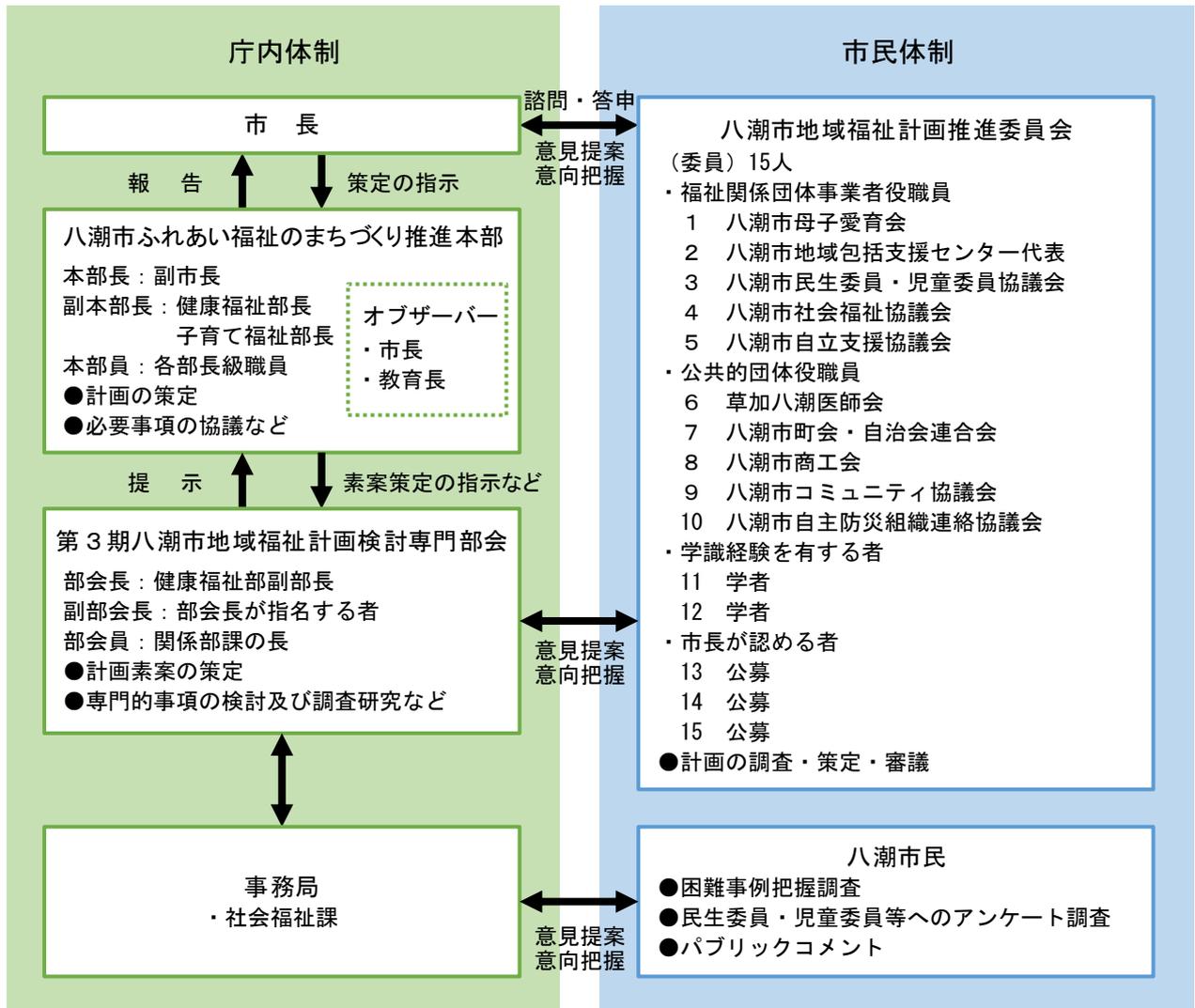
6 計画の策定体制

本計画の策定にあたって、福祉関係団体事業者役職員、公共的団体役職員、知識経験者、公募による市民などで構成する「八潮市地域福祉計画推進委員会」において、計画の内容について審議を行いました。

また、庁内の関係部署で構成する「八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部」及び「第3期八潮市地域福祉計画検討専門部会」において協議・検討を行いました。

本市の現状や福祉ニーズ等の把握にあたっては、福祉の分野別計画における調査結果を活用するほか、困難事例把握調査や地域の民生委員・児童委員等へのアンケート調査、パブリックコメントを実施しました。

■ 計画の策定体制



第2章 八潮市の現状と課題

1 地域福祉を取り巻く社会動向

本市の地域福祉の目指す姿を展望し、地域福祉を推進していくためには、社会動向を的確に捉えていくことが重要となります。

国や県の地域福祉に関連する法律や計画の動向、本市における他の福祉分野の個別計画の方針など、今後の地域福祉の在り方について整理します。

(1) 地域共生社会の実現に向けた国の動向

① 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成 27 年 9 月)

地域社会を取り巻く環境の変化によって、福祉ニーズが多様化・複雑化していることを背景に、従来の分野別の社会福祉サービスから、全ての人が世代や背景を問わず安心して暮らし続けられるまちづくり(全世代・全対象型地域包括支援)の必要性を提示しました。包括的な相談体制や総合的な福祉サービスの提供など、4つの改革の方向性を示しました。



② 「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月)

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を提唱しました。



③ 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置(平成 28 年 7 月)

「地域共生社会」の実現に向けた具体的な検討を行い、最終とりまとめ(平成 29 年 9 月)として、市町村における包括的な支援体制の構築や、地域福祉計画で各福祉分野に共通して取り組むべき事項等を提示しました。



④ 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成 30 年 4 月施行)

地域共生社会の実現に向けて、地域福祉推進の理念が明記されるとともに、その理念を実現するために、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。また、市町村の地域福祉計画に「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定めるなど地域福祉計画の充実について記載されました。

⑤「地域共生社会推進検討会」の設置（令和元年5月）

市町村における包括的な支援体制の整備のあり方や、今後強化すべき社会保障・生活支援の機能について検討し、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業の創設等について提示しました。

⑥「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和3年4月施行）

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、「相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）」、「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」、「地域づくりに向けた支援（地域住民同士が気にかける関係性の育成支援）」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

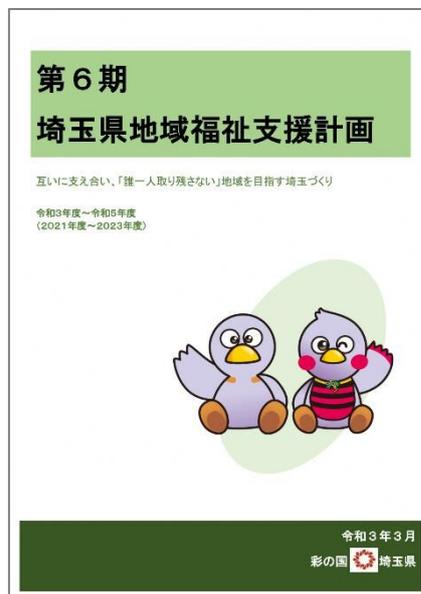
（2）埼玉県動向

①第6期埼玉県地域福祉支援計画（令和3年度～令和5年度）

社会福祉法第108条第1項に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的な見地から市町村の地域福祉の推進を支援するものであり、県の総合計画である埼玉県5か年計画の分野別計画として位置づけられるものです。

また、「埼玉県高齢者支援計画（認知症施策推進計画）」、「埼玉県障害者支援計画」、「埼玉県子育て応援行動計画」、「埼玉県ケアラー支援計画」、「埼玉県再犯防止推進計画」など個別計画との連携・整合を図りながら、高齢者、障がい者、児童等の福祉の各分野における共通の事項を横断的に記載した計画です。

「互いに支え合い、『誰一人取り残さない』地域を目指す埼玉づくり」を基本理念として掲げ、地域住民、NPO・ボランティア団体、社会福祉法人、企業、相談支援機関、行政など、あらゆる主体が参画し、世代や分野を超えてつながり、地域の課題を地域で解決する力を高める取組を定めました。



(3)八潮市における福祉分野の個別計画

①第8期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定する計画で、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関し、供給量および供給体制を見込み定める計画です。

「健康でいきいきと安心して暮らしつづけられる地域をめざして」を基本理念として掲げ、高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防を推進し、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。



②第7次八潮市障がい者行動計画・第6期八潮市障がい福祉計画（令和3年度～令和5年度）

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法88条に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」を一体的に定めたものであり、本市における障がい児・者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

「ともに生き、ともに支え合う地域づくり」を基本理念として掲げ、身体障がい、知的障がい、精神障がい等、全ての障がいのある人が地域で安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、総合的な支援を推進しています。



③第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定したものです。

「子どもも 親も 輝けるまち やしお」を基本理念として掲げ、子育てを社会的に支援する体制を推進し、多様な保育需要を考慮した保育内容や地域における子育て支援事業の充実に努めるなど、安全・安心でいきいきと子育てができる環境づくりを進めています。



(4)SDGsの理念

平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。

SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGsの17の目標における取組を意識し、SDGsの達成に貢献していくことが求められます。

2 八潮市の地域福祉を取り巻く概況

本市の地域福祉の目指す姿を展望し、地域福祉を推進していくためには、前述の社会動向を的確に捉えていくことに加え、本市における地域福祉を取り巻く状況についても的確に捉えていくことが重要です。

本市の地域福祉の目指す姿として、統計データや地域の活動状況など、本市の地域福祉に関連する概況を整理します。

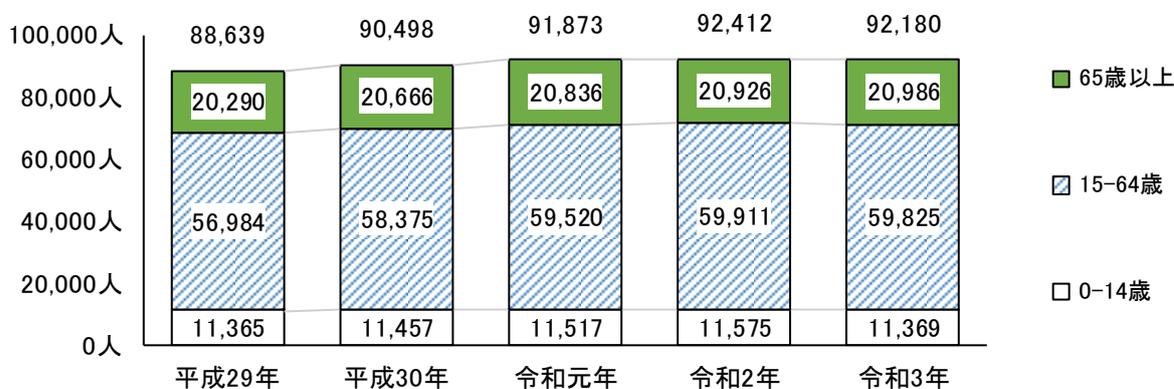
(1)人口動態と世帯の概況

①人口の推移

総人口は、令和3年10月1日現在で92,180人となっており、平成29年と比較すると、3,541人増加しています。

65歳以上の高齢者人口は一貫して増加していますが、0歳～14歳の年少人口と15歳～64歳の生産年齢人口は令和3年に減少に転じています。

■総人口と年齢3区分別人口の推移

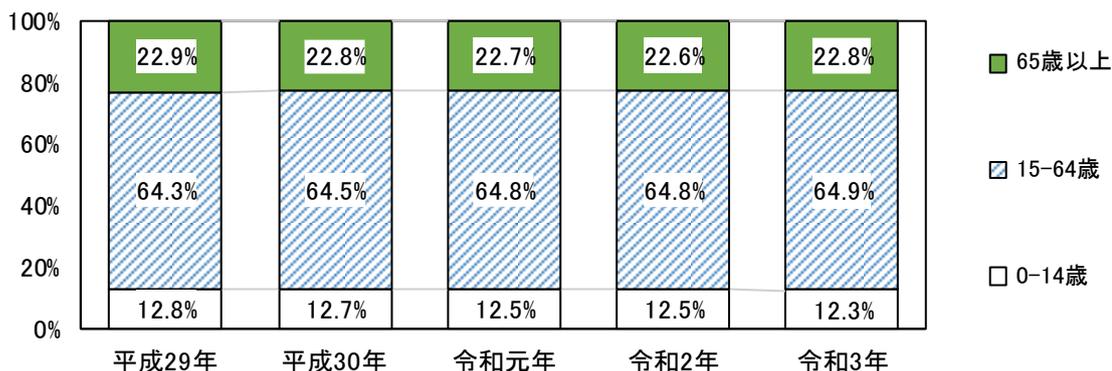


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

②人口構成比の推移

人口構成比をみると、全体的に急激な変動はなく、15歳～64歳の生産年齢人口が過半数を占め、64%台の微増傾向で推移しています。一方で、65歳以上の高齢者人口は22%台の横ばいで、0歳～14歳の年少人口は微減傾向で推移しています。

■年齢3区分別人口構成比の推移

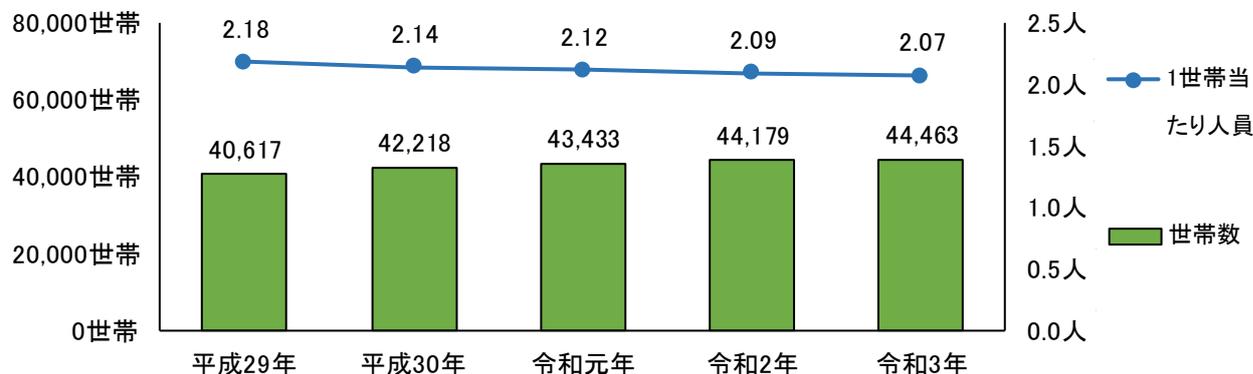


資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

③世帯数の推移

世帯数は令和3年10月1日現在で44,463世帯となっており、増加が続いていますが、1世帯あたり人員は減少しており、平成29年は2.18人でしたが、令和3年には2.07人となっています。

■世帯数と1世帯あたり人員の推移



資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

④転入・転出の状況

本市の転入・転出の状況を見ると、転入増加の状況が続いています。

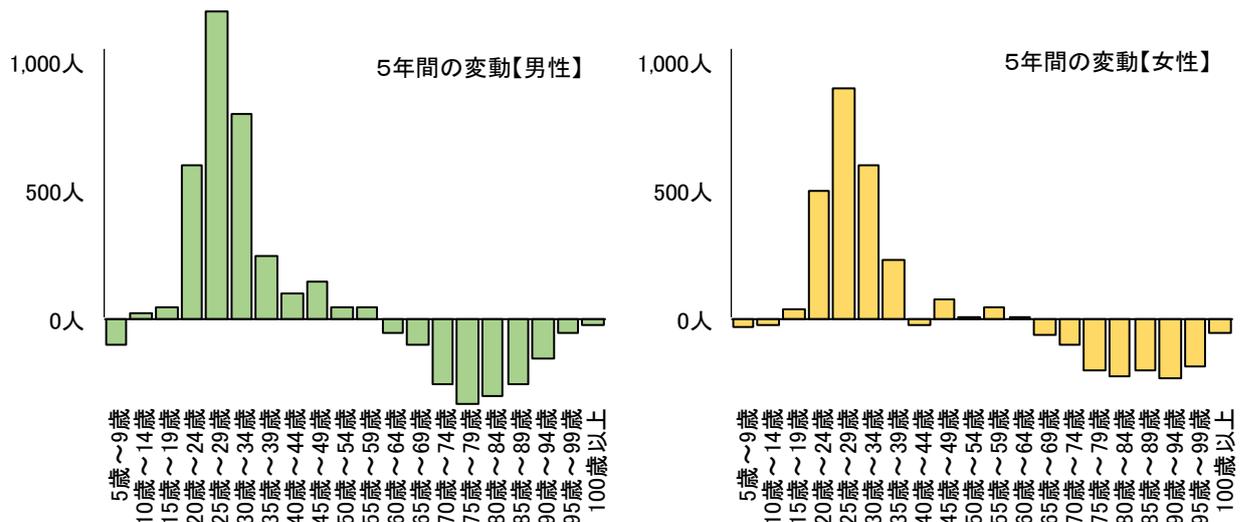
性別・年齢別にみると、男女ともに 20 歳代、30 歳代の転入増加が顕著に見られます。

■国内他地域との間の転入届に基づく年間人口移動(日本人のみ)

	転入[A] (人)	転出[B] (人)	転入超過[C] [A]-[B]	総移動[D] [A]+[B]	[C]÷[D] (%)
平成27年	3,955	3,773	182	7,728	2.4
平成28年	4,307	3,568	739	7,875	9.4
平成29年	4,982	3,567	1,415	8,549	16.6
平成30年	5,452	3,930	1,522	9,382	16.2
令和元年	4,882	4,054	828	8,936	9.3

資料:総務省統計局「住民基本台帳移動報告」等を基に作成

■平成27年～令和2年の住民基本台帳人口の変動(年齢は令和2年1月1日現在)



資料:総務省自治行政局「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」を基に作成

⑤圏域別の状況（本市の圏域の区分等については62頁に詳細を記載しています）

圏域別の総人口は、南部圏域が29,546人で最も多く、北部圏域が16,770人で最も少なくなっています。平成28年と比較すると、世帯数は全ての圏域で増加していますが、総人口については、西部圏域と北部圏域で減少している状況です。

65歳以上の高齢者人口の割合が最も高い圏域は北部圏域で31.7%、最も低い圏域は南部圏域で17.3%となっており、圏域間の差が大きくなっています。

一方、0歳～14歳の年少人口割合は、南部圏域が14.2%で最も高くなっており、北部圏域のみ9.7%で1割を下回っています。

■地域福祉圏域別の総人口と世帯数の比較

単位：人、世帯

	平成28年			令和2年		
	総人口	世帯数	1世帯当たり人員	総人口	世帯数	1世帯当たり人員
東部圏域	25,912	11,130	2.33	26,902	12,254	2.20
西部圏域	19,307	8,502	2.27	19,194	8,967	2.14
南部圏域	24,436	11,639	2.10	29,546	15,000	1.97
北部圏域	17,225	7,713	2.23	16,770	7,958	2.11
合計	86,880	38,984	2.27	92,412	44,179	2.09

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

■地域福祉圏域別の年齢3区分別人口の比較

単位：人

	平成28年			令和2年		
	0-14歳	15-64歳	65歳以上	0-14歳	15-64歳	65歳以上
東部圏域	3,810	16,774	5,328	3,697	17,526	5,679
	14.7%	64.7%	20.6%	13.7%	65.1%	21.1%
西部圏域	2,297	12,440	4,570	2,056	12,327	4,811
	11.9%	64.4%	23.7%	10.7%	64.2%	25.1%
南部圏域	3,354	16,196	4,886	4,190	20,239	5,117
	13.7%	66.3%	20.0%	14.2%	68.5%	17.3%
北部圏域	1,917	10,227	5,081	1,632	9,819	5,319
	11.1%	59.4%	29.5%	9.7%	58.6%	31.7%
合計	11,378	55,637	19,865	11,575	59,911	20,926
	12.8%	64.3%	22.9%	12.5%	64.8%	22.6%

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 高齢者福祉に関する概況

① 高齢化の状況

65歳以上の高齢者人口は、年々増加しており、令和3年では20,986人、高齢化率は22.8%となっています。高齢者を65歳～74歳の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者に分けると、前期高齢者は年々減少していますが、後期高齢者は年々増加しており、令和3年では10,761人、総人口に占める割合は11.7%となっています。

■ 高齢者人口と高齢化率の推移

単位：人

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総人口	88,639	90,498	91,873	92,412	92,180
65歳以上	20,290	20,666	20,836	20,926	20,986
	22.9%	22.8%	22.7%	22.6%	22.8%
65-74歳	11,483	11,169	10,648	10,426	10,225
	13.0%	12.3%	11.6%	11.3%	11.1%
75歳以上	8,807	9,497	10,188	10,500	10,761
	9.9%	10.5%	11.1%	11.4%	11.7%

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

② 高齢者世帯の状況

65歳以上を含む世帯については、令和2年では14,752世帯となっており、全世帯の33.4%を占めています。そのうち、単身世帯が5,233世帯、高齢者夫婦世帯が3,931世帯となっています。

■ 高齢者世帯の推移

単位：世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯数	25,919	27,495	32,467	35,763	44,179
65歳以上を含む世帯	5,385	7,823	10,608	12,761	14,752
	20.8%	28.5%	32.7%	35.7%	33.4%
高齢者単身世帯	692	1,294	2,065	2,853	5,233
	12.9%	16.5%	19.5%	22.4%	35.5%
高齢者夫婦世帯	1,095	1,921	2,768	3,427	3,931
	20.3%	24.6%	26.1%	26.9%	26.6%
その他の世帯	3,598	4,608	5,775	6,481	5,588
	66.8%	58.9%	54.4%	50.8%	37.9%

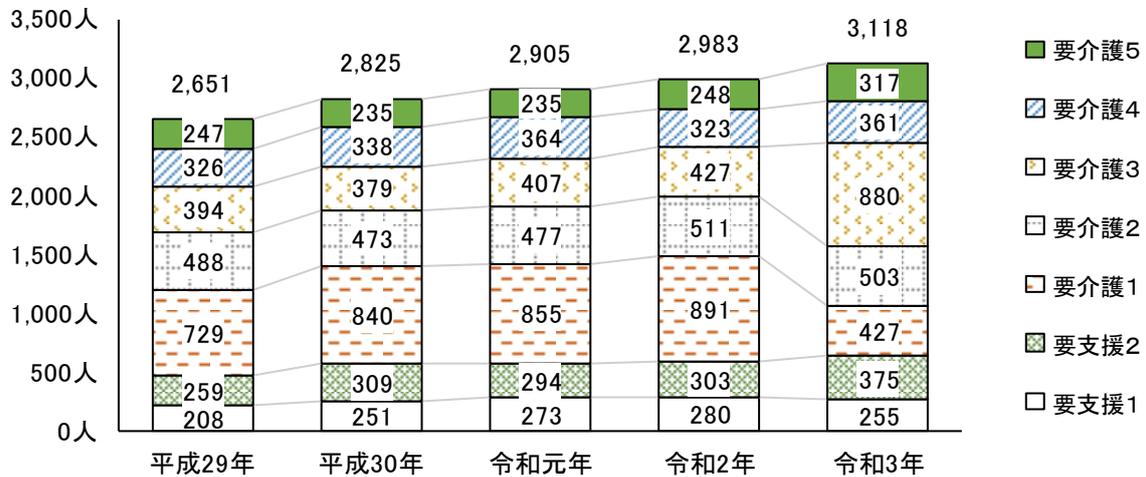
資料：国勢調査（令和2年は住民基本台帳）

③要支援・要介護認定者

要支援・要介護認定者数は、令和3年では3,118人で、認定者の内訳は、要支援認定者（要支援1及び要支援2）が630人で全体の20.2%、要介護認定者（要介護1～要介護5）が2,488人で全体の79.8%となっています。要介護者の中では、要介護3が880人で最も多く、要介護2が503人で続いており、中度層が多い構造となっています。

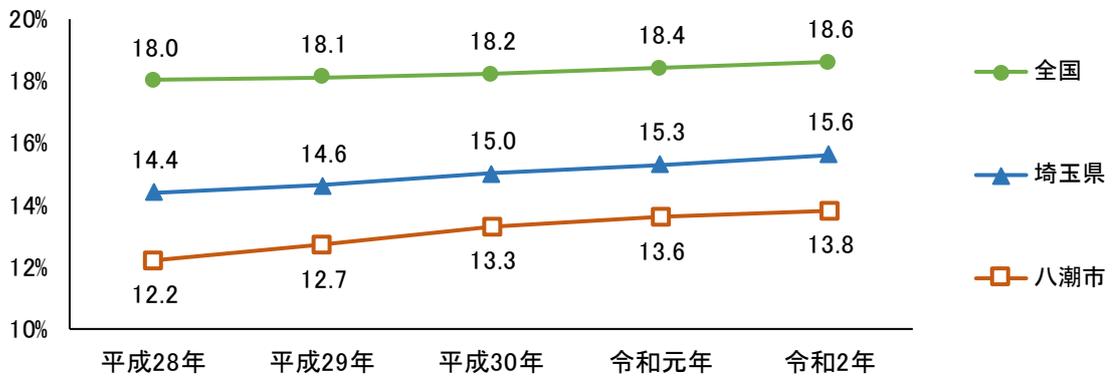
第1号被保険者の要支援・要介護認定率は令和2年では13.8%となっており、全国及び埼玉県よりも低い水準で推移しています。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

■第1号被保険者の要支援・要介護認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

④高齢者の社会参加

八潮市シルバー人材センターは、社会参加や生きがいづくりを希望する働く意思のある高齢者を対象に、働く機会を組織的に提供しています。

八潮市シルバー人材センター会員数と受注件数は、令和元年度以降増加に転じています。

■シルバー人材センター会員数及び受注件数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
会員数(人)	505	482	473	509	536
受注件数(件)	1,233	1,315	1,294	1,301	1,365

資料:長寿介護課(各年度3月末日現在)

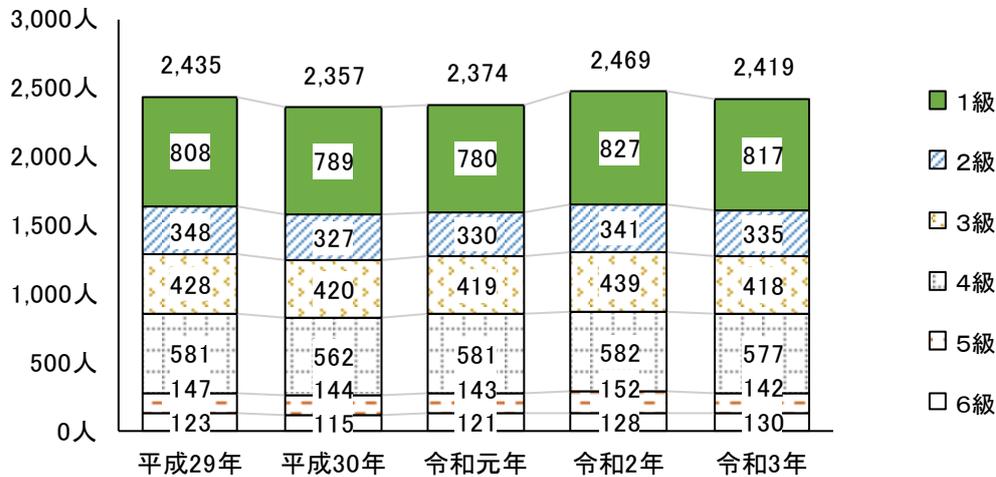
(3)障がい者福祉に関する概況

①身体障害者手帳所持者

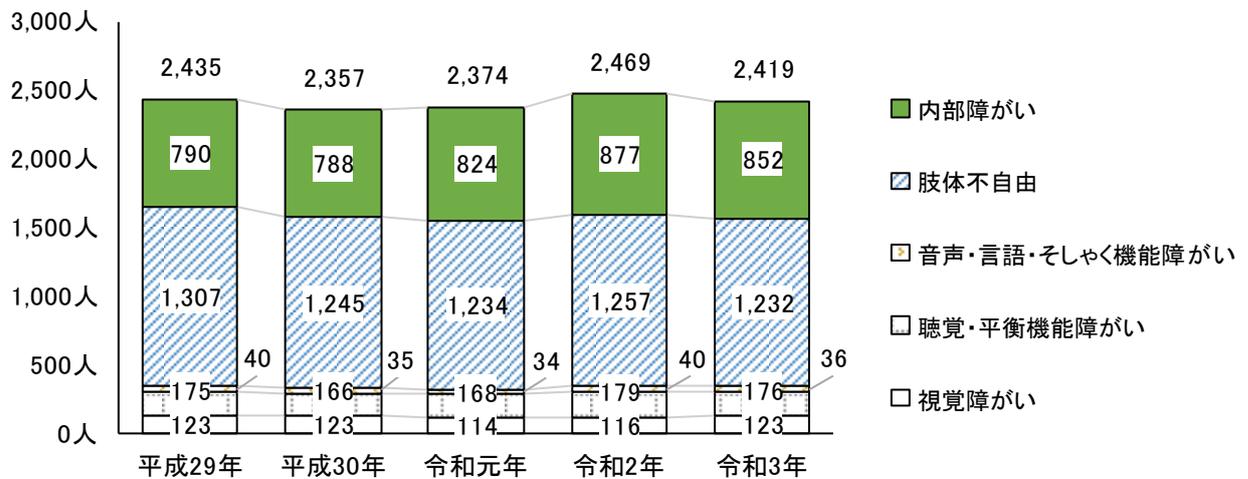
身体障害者手帳所持者数は、2,400人前後で推移しており、令和3年では2,419人となっています。障がいの等級別では、1級が817人で最も多く、次いで4級が577人となっています。障がいの種類別では、肢体不自由が1,232人で最も多く、次いで内部障がいが852人となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移

《等級別》



《障がいの種類別》



資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

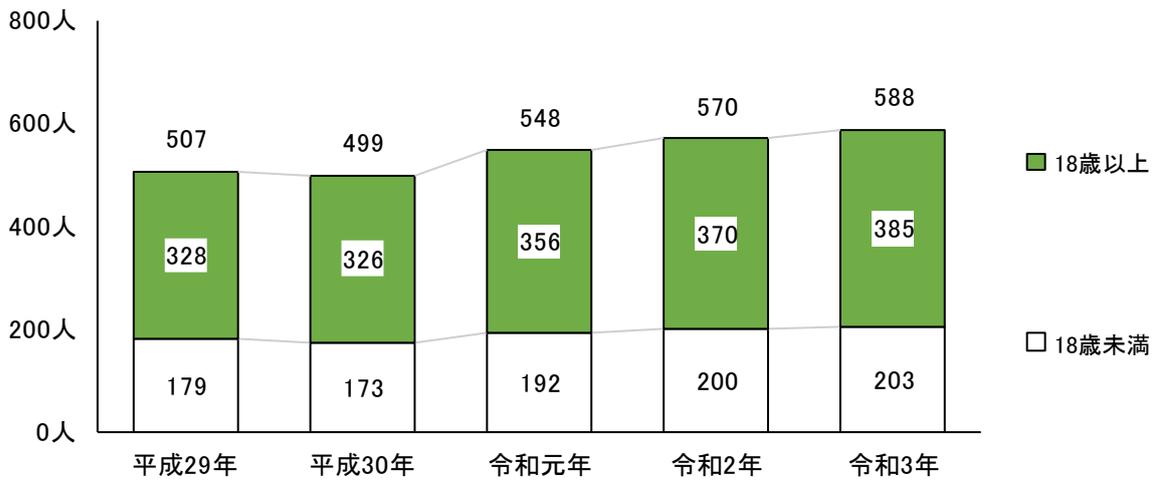
②療育手帳所持者

療育手帳所持者数は、増加傾向にあり、令和3年では588人となっています。18歳未満は203人で全体の34.5%となっています。

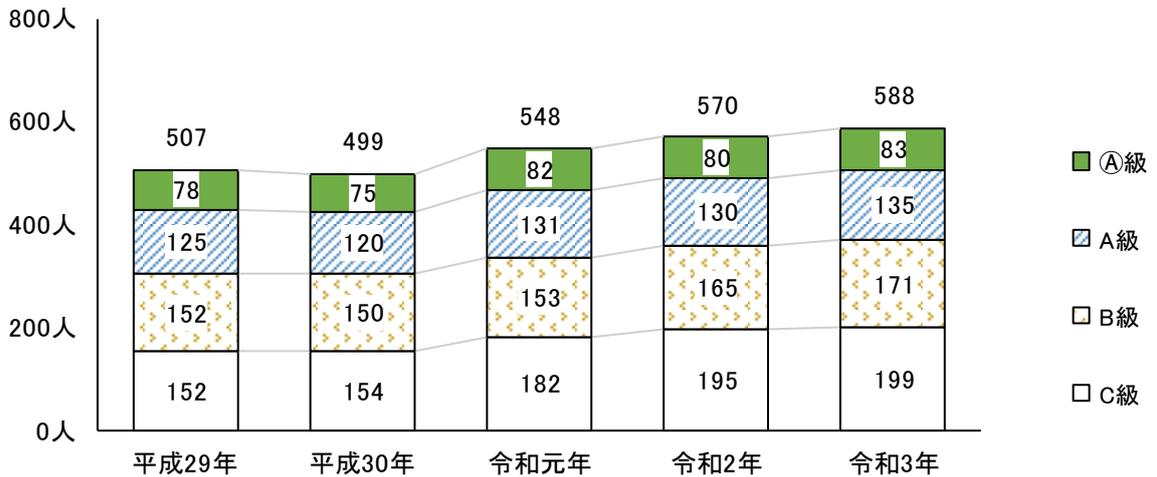
障がいの程度別では、C級（軽度）が199人で最も多くなっています。

■療育手帳所持者数の推移

《年齢別》



《障がいの程度別》

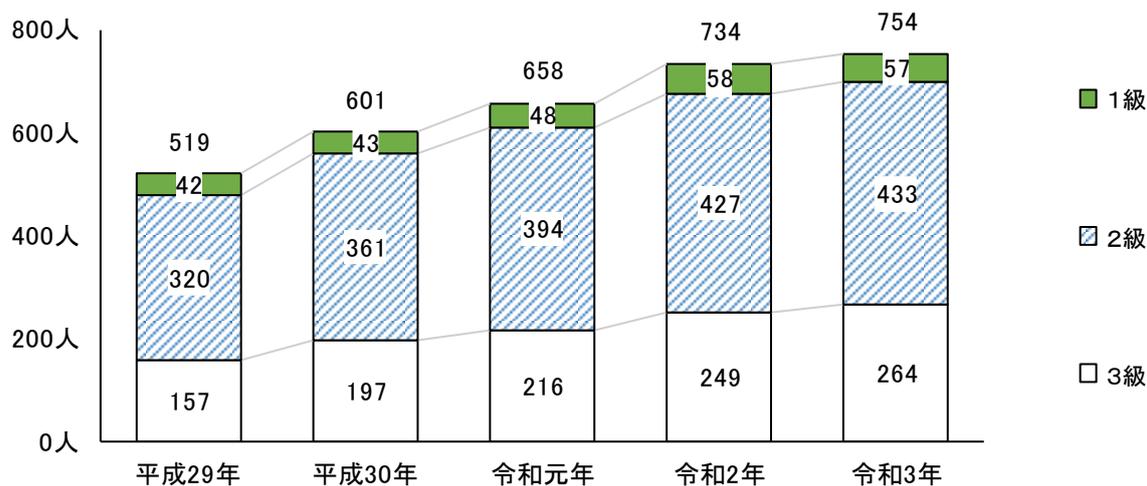


資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

③精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、令和3年では754人となっています。障がいの等級別では、2級が433人で最も多くなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

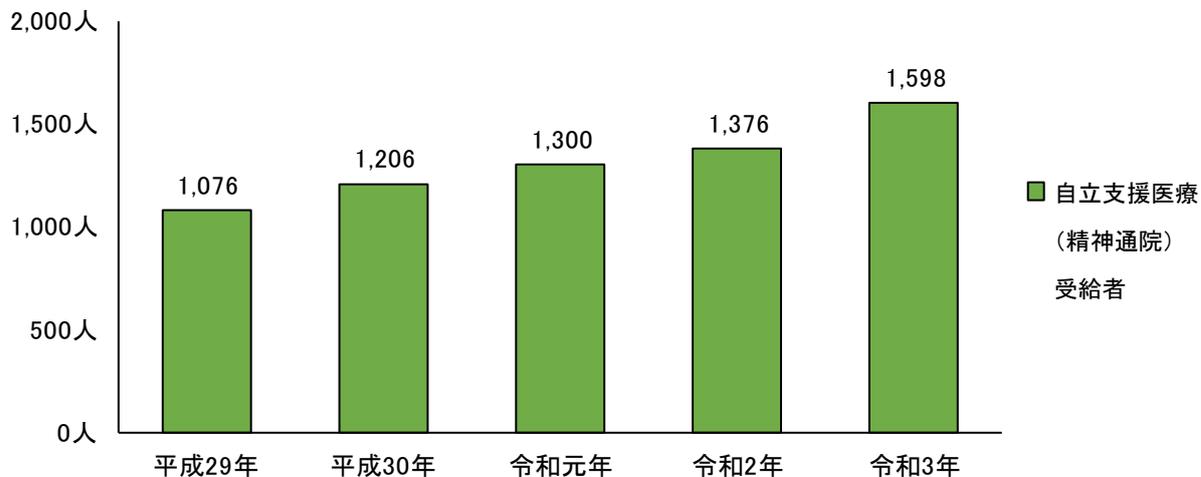


資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

④自立支援医療（精神通院）受給者

自立支援医療（精神通院）受給者数は、年々増加しており、令和3年では1,598人となっています。

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



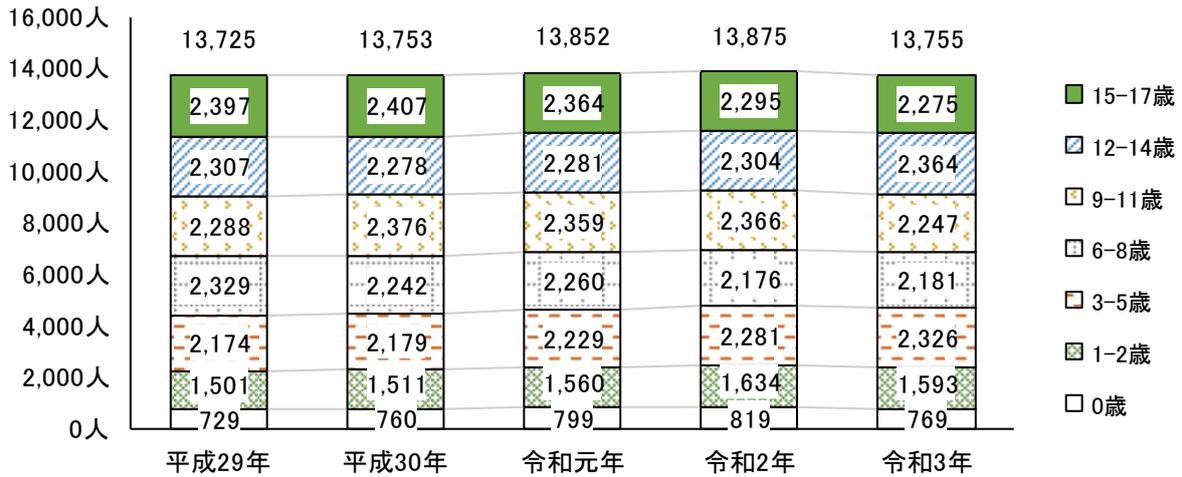
資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

(4)子ども・子育て支援に関する概況

①児童数の推移

18歳未満の児童数は、13,700人～13,800人台で推移しています。

■児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②世帯の家族類型の状況

世帯総数は年々増加しており、平成27年では34,102世帯となっています。親族世帯のうち核家族世帯では、夫婦のみとひとり親世帯（男親と子ども、女親と子ども）が増加しています。また、単独世帯も年々増加しており、10,000世帯を超えています。

■世帯の家族類型の推移

単位：世帯

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	6歳未満親族のいる世帯	18歳未満親族のいる世帯
総数	24,556	25,895	27,281	32,411	34,102	3,361	7,649
A 親族世帯	19,472	20,013	20,473	22,583	22,350	3,327	7,561
I 核家族世帯	16,674	17,215	17,578	19,813	19,945	3,002	6,834
(1) 夫婦のみ	3,311	4,215	4,940	6,123	6,407	-	-
(2) 夫婦と子ども	11,639	10,955	10,214	10,730	10,337	2,844	6,047
(3) 男親と子ども	451	450	517	624	641	12	113
(4) 女親と子ども	1,273	1,595	1,907	2,336	2,560	146	674
II その他の親族世帯	2,798	2,798	2,895	2,770	2,405	325	727
B 非親族世帯	91	163	197	406	579	34	61
C 単独世帯	4,993	5,719	6,611	9,422	11,173	-	27

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(5)地域福祉に関する概況

①生活保護の状況

生活保護の被保護世帯数は、平成30年をピークに減少しています。

世帯類型別にみると、過半数を占める高齢者世帯のみ年々増加しており、令和2年には623世帯となっています。

■生活保護の被保護世帯数・被保護人員数の推移

単位：世帯、人

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
被保護世帯	995	1,015	1,020	994	983
被保護人員	1,340	1,331	1,321	1,256	1,215

資料：社会福祉課（各年度月平均）

■世帯類型別被保護者世帯数の推移

単位：世帯

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
高齢者世帯	558	588	604	612	623
疾病障がい者世帯	264	266	265	247	230
母子世帯	60	59	53	45	39
その他世帯	113	102	98	90	91

資料：社会福祉課（各年度月平均）

②自殺者の状況

近年の自殺者数は、平成28年の17人が最も多く、令和元年にかけて減少傾向にありましたが、令和2年には増加に転じ14人となっています。

■自殺者数の推移

単位：人

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
男性	13	11	8	4	10
女性	4	2	5	6	4
合計	17	13	13	10	14

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

③虐待相談の状況

虐待相談の状況をみると、令和2年では高齢者虐待 23 件、障がい者虐待が1件、児童虐待が146件となっています。

■虐待相談対応件数・通報件数の推移

単位:件

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
高齢者虐待	31	22	28	34	23
障がい者虐待	0	0	0	2	1
児童虐待	5	2	123	150	146

資料:高齢者虐待…高齢者虐待防止法に基づく対応状況に関する調査

資料:障がい者虐待…障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査について

資料:児童虐待…福祉行政報告例(平成30年度から集計方法を変更したため件数が大幅に増加)

④成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用状況をみると、令和2年では成年後見が69件、保佐が5件、補助が4件となっています。

■成年後見制度の利用件数の推移

単位:件

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
法定後見制度	60	67	71	71	78
成年後見	52	60	64	63	69
保佐	5	4	3	5	5
補助	3	3	4	3	4
任意後見制度	0	0	0	0	0

資料:さいたま家庭裁判所越谷支部提供(各年12月末現在)

成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方の財産や権利を守り支援する制度で、法定後見制度と任意後見制度があります。

【法定後見制度】本人の判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所がそれぞれの状況に応じて成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)を選任し、その成年後見人等が支援を行います。

【任意後見制度】本人が判断能力を十分に有するときに、あらかじめ任意後見人や委任する事務等について決めておき、判断能力が不十分になった場合に任意後見人が委任された事務を行います。

第2章 八潮市の現状と課題

⑤町会・自治会の状況

世帯数が増加する一方で、町会・自治会の加入世帯数は、年々減少しており、令和2年には20,000世帯を下回っています。

また、町会・自治会の加入率も年々減少し、令和3年では43.5%となっています。

■町会・自治会加入世帯数及び加入率の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総世帯数	38,366	39,704	41,243	42,871	43,824	44,463
加入世帯数	21,054	20,774	20,603	20,324	19,810	19,347
加入率	54.9	52.3	50.0	47.4	45.2	43.5

資料：市民協働推進課（各年4月1日現在）

⑥ボランティアの状況

八潮市社会福祉協議会におけるボランティア活動団体・市民活動団体等の届出数の推移をみると、200団体前後で推移しており、令和2年では193団体となっています。

■ボランティア活動団体・市民活動団体等の届出数の推移

単位：団体

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
届出数	189	200	209	198	193

資料：八潮市社会福祉協議会（各年4月1日現在）

⑦八潮たすけあいサービス事業の状況

八潮市商工会において、地域における支援を必要とする人たちの日常生活を支える活動の一環として「八潮たすけあいサービス事業」を実施しており、高齢者や子育て中の人などに庭の草取りや洗濯、買物代行などの簡単な作業を市内在住のボランティアが支援するサービスを展開しています。

利用者数は、平成29年度で最も多く322人となっており、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で未実施となっています。

■八潮たすけあいサービス利用者数の推移

単位：人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	243	322	103	158	—

資料：商工観光課（各年度3月31日現在）

⑧福祉サービス利用援助事業の状況

八潮市社会福祉協議会において、地域住民の権利擁護事業の一環として「福祉サービス利用援助事業」を実施しており、認知症高齢者や知的障がい者など、判断能力が十分でない人を対象に利用者本人との契約に基づき、各種福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスなどの支援を行っています。

利用者数は年々増加しており、令和2年度の契約件数は30件となっています。

■福祉サービス利用援助事業利用者数の推移

単位：件

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
契約件数	14	16	20	24	30
認知症高齢者	10	10	12	13	16
知的障がい者	2	4	5	8	9
精神障がい者	2	2	2	2	4
その他	0	0	1	1	1

資料：八潮市社会福祉協議会（各年度3月31日現在）

⑨ふれあいサロン活動の状況

八潮市社会福祉協議会において、地域での仲間づくりや生きがいづくりなど、地域の誰もが生きがいを持ち、心豊かな生活を送れるよう、地域の協力者が中心となって運営する「ふれあいサロン活動」を実施しています。

令和元年までは実施支部数、実施延べ回数ともに年々増加していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度の実施支部数は10支部、実施延べ回数は49回に留まっています。

■実施支部数及び実施回数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施支部数(支部)	23	23	25	27	10
実施延べ回数(回)	124	145	174	193	49

資料：八潮市社会福祉協議会（各年度3月31日現在）

3 各種調査結果にみる八潮市の現状

地域の現状や課題を踏まえて、地域福祉をより一層推進していくためには、地域住民の現状やニーズ等を把握し、必要な施策展開を図る必要があります。

本市の現状として、福祉分野における各種アンケート調査結果を整理します。

(1) 高齢者実態調査

本調査は、要介護状態になる前の高齢者を対象として、高齢者の生活状況や生活支援サービスの必要性等を把握するとともに、要介護・要支援認定を受けている方及びその主な介護者を対象として、在宅介護の実態や生活支援サービスの必要性等を把握し、今後の高齢者等支援施策の検討に向けた基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

■ 調査概要

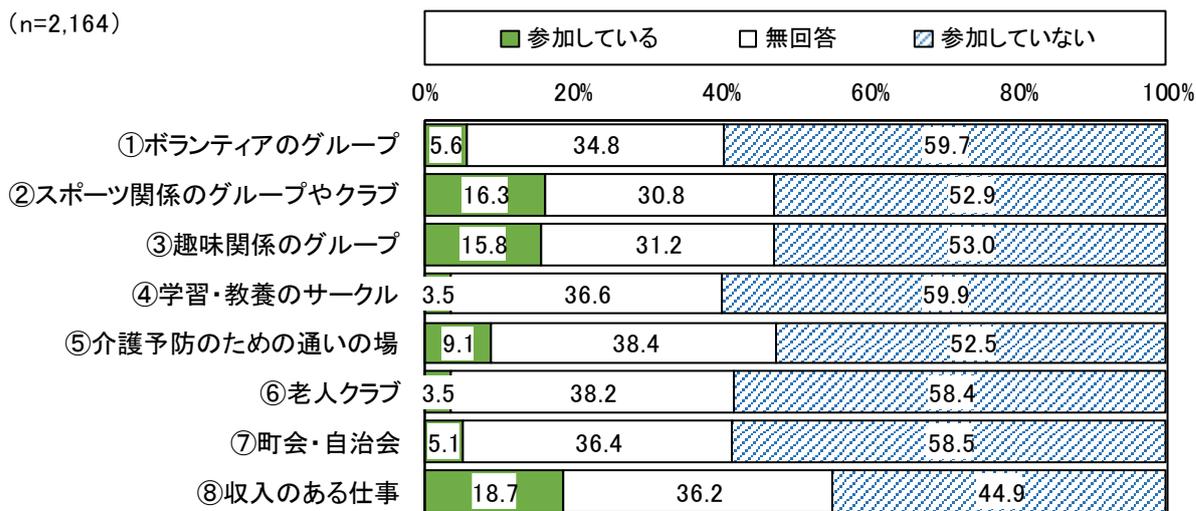
	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
対象者	要介護認定を受けていない高齢者 (一般高齢者：無作為抽出) (要支援認定者・事業対象者：全数)	要介護1～5の在宅高齢者 (無作為抽出)
配布数	2,897票 (一般高齢者：2,200票) (要支援認定者・事業対象者：697票)	1,200票
調査方法	郵送配布・回収	
調査期間	令和2年4月1日～令和2年4月22日	
回収結果	回収数：2,164票 回収率：74.7%	回収数：797票 回収率：66.4%

①地域活動等への参加状況について

①～⑧の会やグループ等への参加状況について、「月1回以上参加している」と回答した場合を「参加している」と定義すると、「⑧収入のある仕事」が18.7%で最も多く、以下「②スポーツ関係のグループやクラブ」が16.3%、「③趣味関係のグループ」が15.8%などとなっています。

■地域活動等への参加状況

(n=2,164)



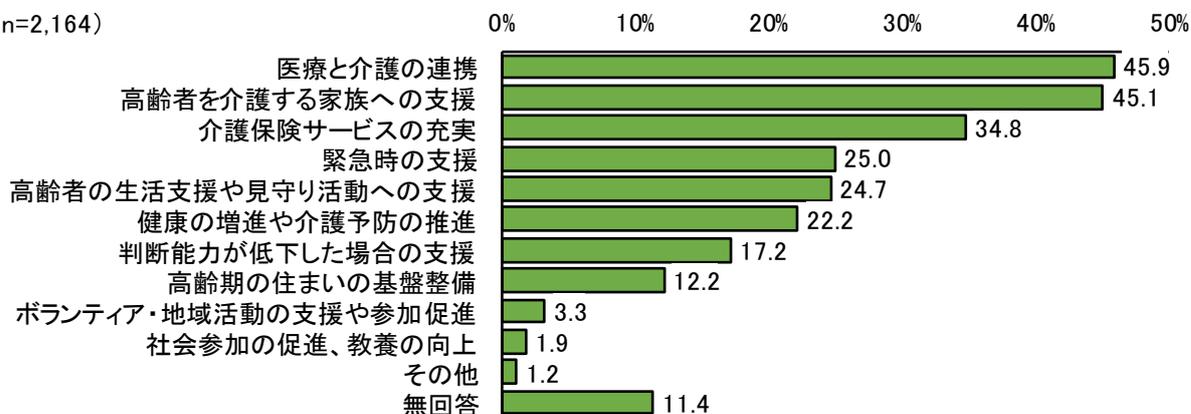
資料：高齢者実態調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

②市が重点を置くべき取組

今後、市が重点を置くべき高齢者の保健福祉や介護予防等に関する取組については、「医療と介護の連携」が45.9%、以下「高齢者を介護する家族への支援」が45.1%、「介護保険サービスの充実」が34.8%などとなっています。

■市が重点を置くべき取組

(n=2,164)



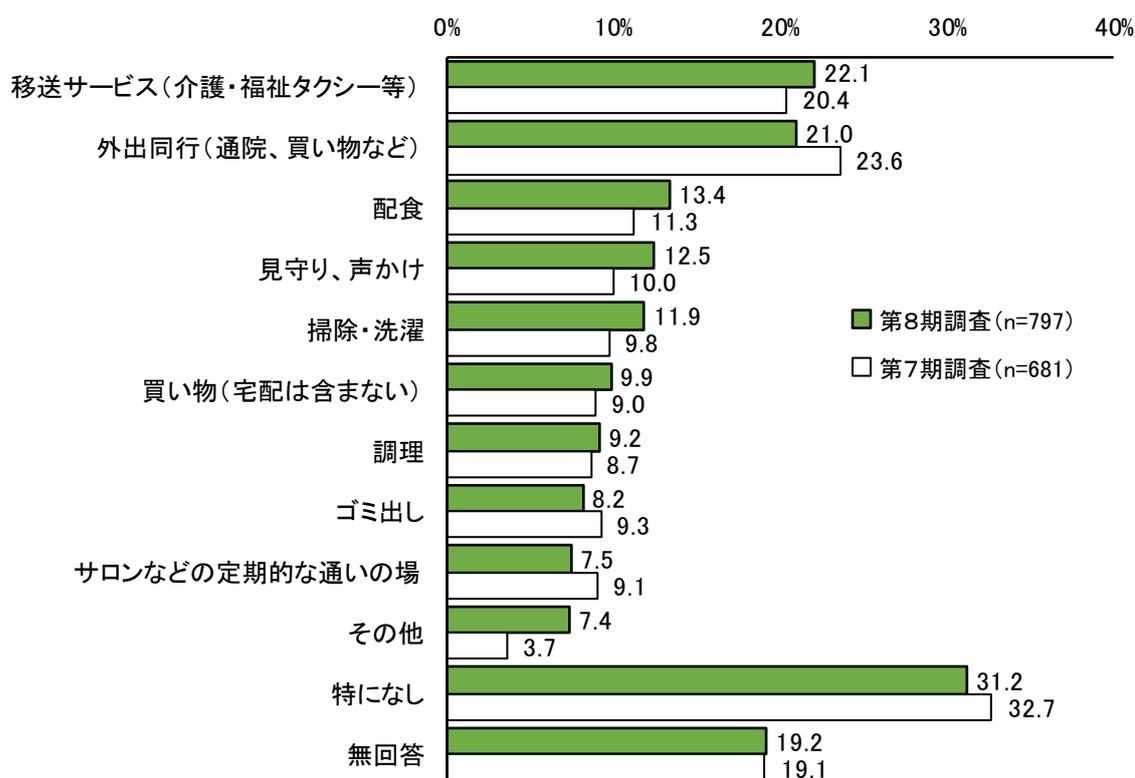
資料：高齢者実態調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

③在宅生活の継続のために必要な支援・サービス

今後の在宅生活の継続のために必要な支援・サービスについては、「移送サービス」が22.1%で最も多く、以下「外出同行」が21.0%、「配食」が13.4%などとなっています。なお、「特になし」は31.2%となっています。

経年比較では、「移送サービス」や「配食」、「見守り、声かけ」、「掃除・洗濯」などが増加しています。

■今後の在宅生活の継続のために必要な支援・サービス



資料：高齢者実態調査(在宅介護実態調査)

(2)八潮市福祉に関するアンケート調査

本調査は、障がいのある人への福祉施策の更なる充実を図るため、障がいのある人の日常生活に関する意見を把握し、計画を見直すための基礎資料とすることを目的として実施したものです。

■調査概要

	障がい者（児）調査	一般市民調査
対象者	市内にお住まいの障がい者手帳及び自立支援医療（精神通院）や障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）受給者証をお持ちの方	18歳以上 65歳未満の市民 （無作為抽出）
配布数	2,229 票	1,000 票
調査方法	郵送配布・回収	
調査期間	令和2年3月31日～令和2年4月22日	
回収結果	回収数：1,136 票 回収率：51.0%	回収数：389 票 回収率：38.9%

■集計表の見方

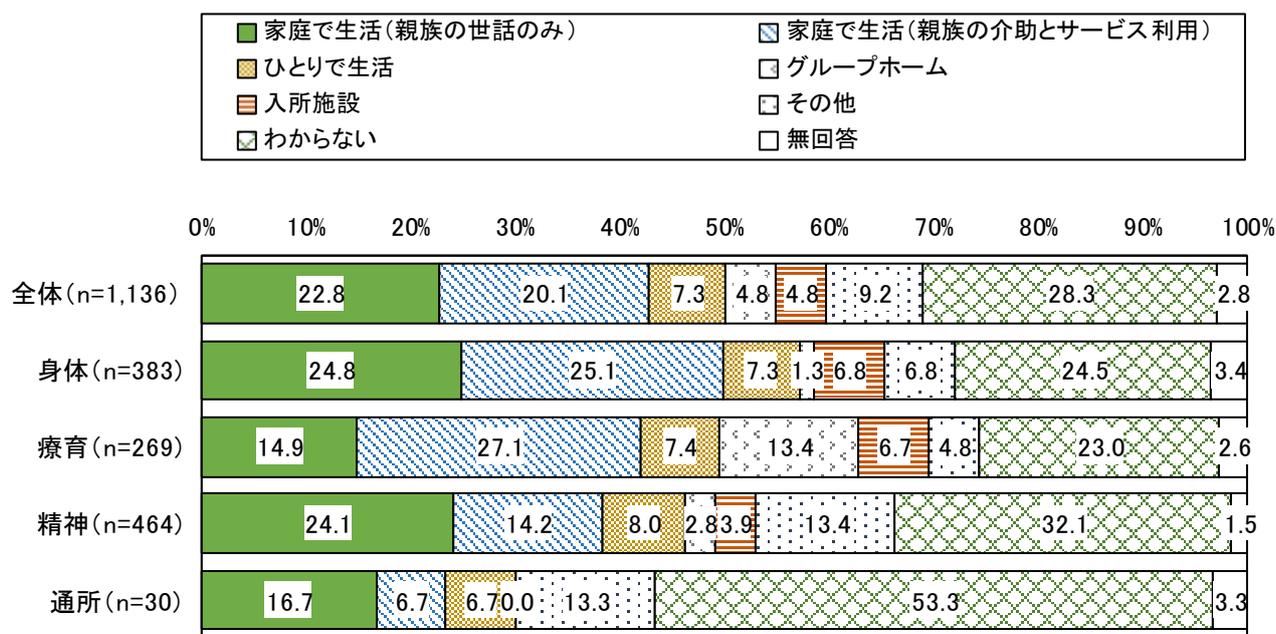
- 身体：身体障害者手帳所持者
- 療育：療育手帳所持者
- 精神：精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院）受給者証所持者
- 通所：障がい児通所支援事業受給者

①将来の生活の希望

全体では、「家庭で生活（親族の世話のみ）」（親族だけに世話をしてもらって、家庭で生活したい）が 22.8%で最も多く、以下「家庭で生活（親族の介助とサービス利用）」（親族の介助や、在宅福祉サービスを利用して、家庭で生活したい）が 20.1%、「ひとりで生活」（在宅福祉サービスを利用して、ひとりで生活したい）が 7.3%などとなっています。なお、「わからない」は 28.3%となっています。

手帳の種類別に見ると、身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者では「家庭で生活（親族の介助とサービス利用）」、精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証所持者と障がい児通所支援事業受給者では「家庭で生活（親族の世話のみ）」がそれぞれ最も多くなっています。

■将来の生活の希望



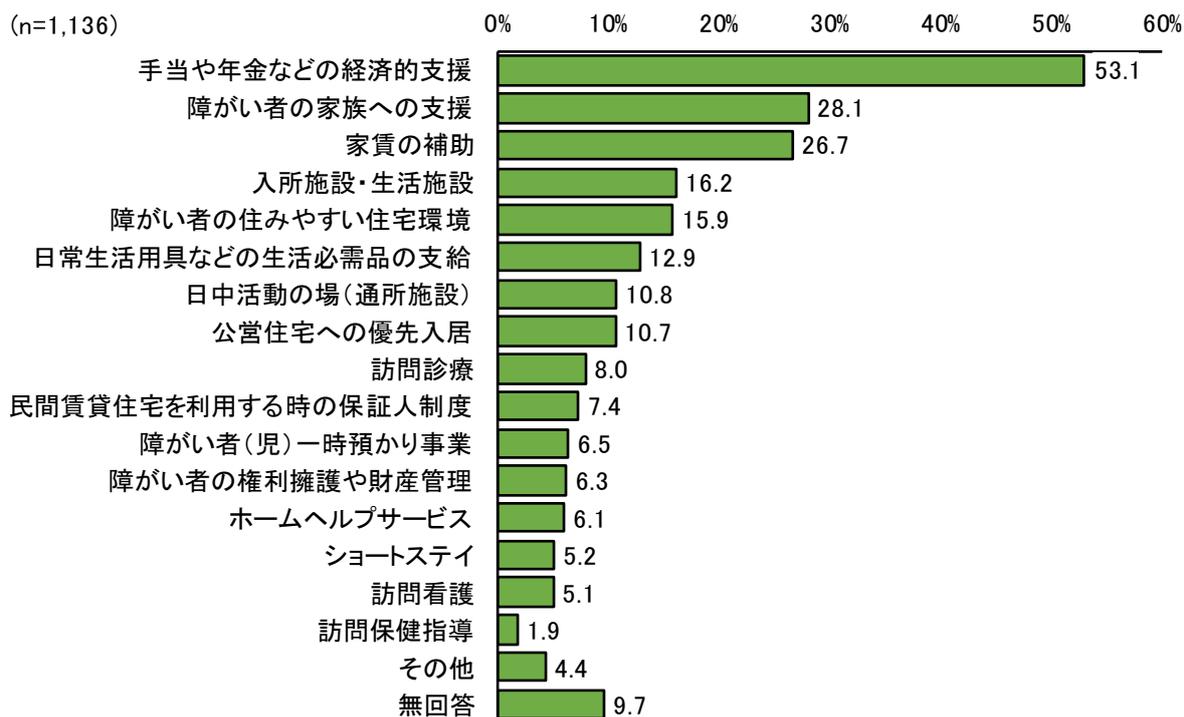
資料：八潮市福祉に関するアンケート調査（障がい者（児）調査）

②自立して暮らしていくために、力を入れてほしいこと（生活全般）

全体では、「手当や年金などの経済的支援」が53.1%で最も多く、以下「障がい者の家族への支援」が28.1%、「家賃の補助」が26.7%などとなっています。

手帳の種類別にみると、障がい児通所支援事業受給者では、「障がい者（児）一時預かり事業」が最も多く、40.0%となっています。

■自立して暮らしていくために、力を入れてほしいこと（生活全般）



【上位】	手当や年金などの経済的支援	障がい者の家族への支援	家賃の補助	入所施設・生活施設	障がい者の住みやすい住宅環境	日常生活用具などの生活必需品の支給	日中活動の場（通所施設）	公営住宅への優先入居	訪問診療
	全体 (n=1,136)	53.1	28.1	26.7	16.2	15.9	12.9	10.8	10.7
身体 (n=383)	51.4	27.4	21.9	17.8	21.9	18.3	6.5	9.7	12.5
療育 (n=269)	46.8	34.6	17.1	30.5	17.8	8.9	20.4	7.1	6.7
精神 (n=464)	58.4	26.7	36.2	9.3	10.3	10.8	9.7	12.9	5.6
通所 (n=30)	33.3	23.3	13.3	6.7	3.3	6.7	30.0	6.7	6.7
【下位】	民間賃貸住宅を利用する時の保証人制度	障がい者（児）一時預かり事業	障がい者の権利擁護や財産管理	ホームヘルプサービス	ショートステイ	訪問看護	訪問保健指導	その他	無回答
	全体 (n=1,136)	7.4	6.5	6.3	6.1	5.2	5.1	1.9	4.4
身体 (n=383)	5.0	3.9	3.7	11.0	5.5	6.3	0.8	2.9	10.2
療育 (n=269)	4.5	14.5	12.3	5.9	10.8	4.8	2.2	4.1	9.3
精神 (n=464)	11.4	3.0	5.6	3.7	3.4	5.0	2.4	5.2	8.0
通所 (n=30)	6.7	40.0	3.3	3.3	0.0	0.0	3.3	10.0	13.3

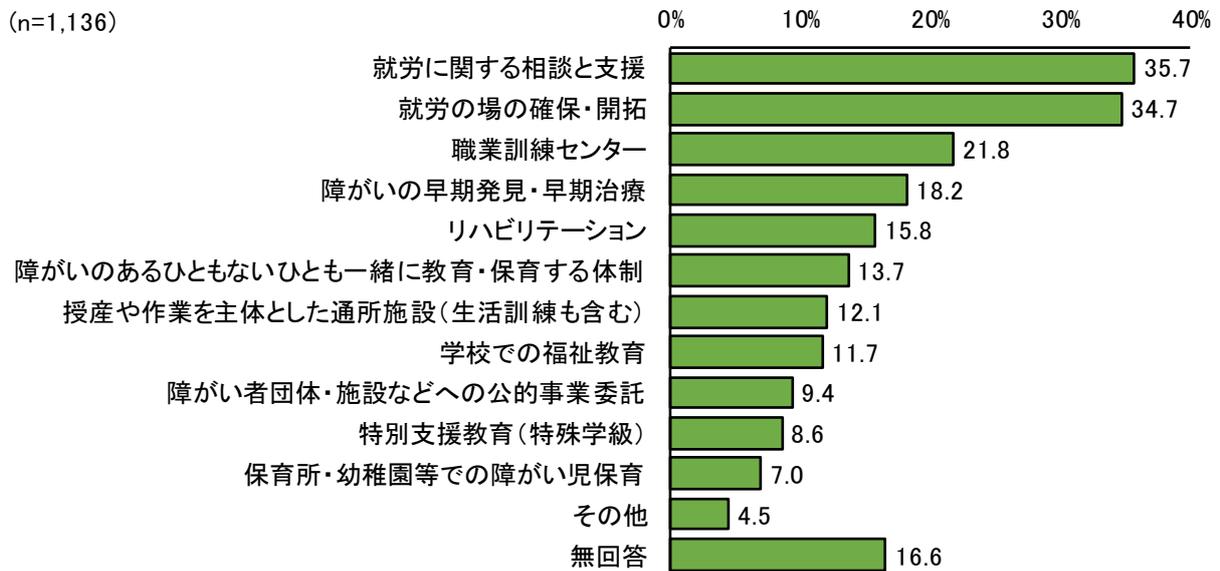
資料：八潮市福祉に関するアンケート調査（障がい者（児）調査）

③自立して暮らしていくために、力を入れてほしいこと（就労・訓練・教育）

全体では、「就労に関する相談と支援」が35.7%で最も多く、以下「就労の場の確保・開拓」が34.7%、「職業訓練センター」が21.8%などとなっています。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証所持者では「就労に関する相談と支援」、療育手帳所持者では「就労の場の確保・開拓」、障がい児通所支援事業受給者では「学校での福祉教育」がそれぞれ最も多くなっています。

■自立して暮らしていくために、力を入れてほしいこと（就労・訓練・教育）



【上位】	就労に関する相談と支援	就労の場の確保・開拓	職業訓練センター	障がいの早期発見・早期治療	リハビリテーション	障がいのあるひともないひとも一緒に教育・保育する体制	授産や作業を主体とした通所施設(生活訓練も含む)
全体(n=1,136)	35.7	34.7	21.8	18.2	15.8	13.7	12.1
身体(n=383)	30.8	29.2	17.0	15.4	30.0	11.7	10.4
療育(n=269)	33.5	34.9	21.9	14.1	8.9	17.1	24.5
精神(n=464)	41.8	39.2	23.9	22.0	9.3	11.4	8.4
通所(n=30)	23.3	33.3	16.7	30.0	20.0	40.0	13.3
【下位】	学校での福祉教育	障がい者団体・施設などへの公的事業委託	特別支援教育(特殊学級)	保育所・幼稚園等での障がい児保育	その他	無回答	
全体(n=1,136)	11.7	9.4	8.6	7.0	4.5	16.6	
身体(n=383)	7.8	9.7	3.4	5.2	2.9	21.4	
療育(n=269)	17.1	14.9	23.4	11.2	3.7	12.6	
精神(n=464)	9.5	7.5	3.4	4.1	6.7	15.1	
通所(n=30)	43.3	0.0	30.0	36.7	6.7	3.3	

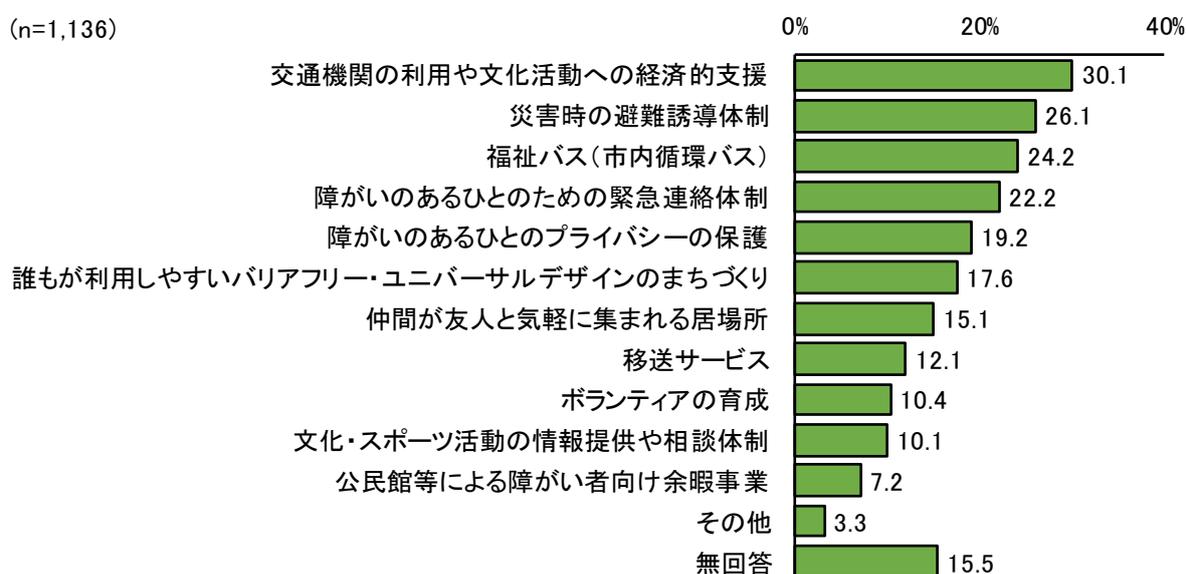
資料：八潮市福祉に関するアンケート調査（障がい者（児）調査）

④自立して暮らしていくために、力を入れてほしいこと（社会的活動）

全体では、「交通機関の利用や文化活動への経済的支援」が30.1%で最も多く、以下「災害時の避難誘導體制」が26.1%、「福祉バス（市内循環バス）」が24.2%などとなっています。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証所持者では「交通機関の利用や文化活動への経済的支援」、療育手帳と障がい児通所支援事業受給者では「災害時の避難誘導體制」がそれぞれ最も多くなっています。

■自立して暮らしていくために、力を入れてほしいこと（社会的活動）



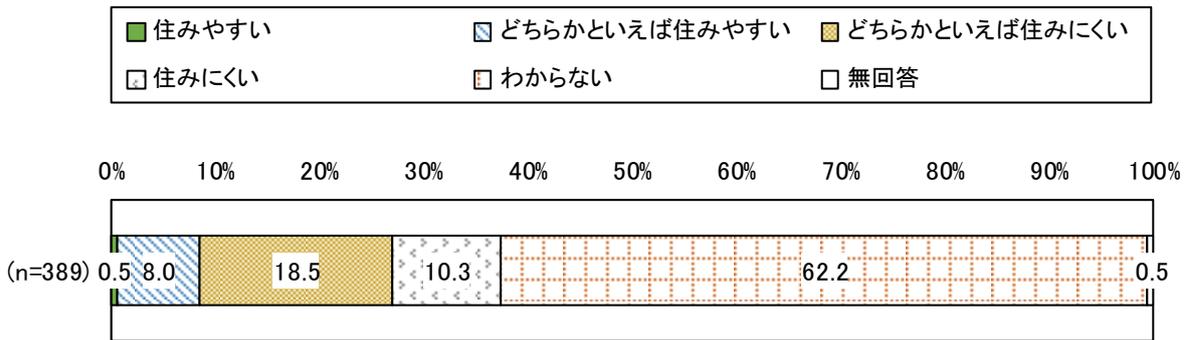
【上位】	交通機関の利用や文化活動への経済的支援	災害時の避難誘導體制	福祉バス(市内循環バス)	障がいのあるひとのための緊急連絡体制	障がいのあるひとのプライバシーの保護	誰もが利用しやすいバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり	仲間が友人と気軽に集まれる居場所
全体(n=1,136)	30.1	26.1	24.2	22.2	19.2	17.6	15.1
身体(n=383)	31.1	28.7	29.2	23.2	11.7	24.5	7.3
療育(n=269)	24.2	32.7	20.1	32.0	17.1	13.4	20.8
精神(n=464)	33.0	22.4	23.7	17.5	25.6	13.8	18.8
通所(n=30)	16.7	33.3	6.7	20.0	23.3	20.0	13.3
【下位】	移送サービス	ボランティアの育成	文化・スポーツ活動の情報提供や相談体制	公民館等による障がい者向け余暇事業	その他	無回答	
全体(n=1,136)	12.1	10.4	10.1	7.2	3.3	15.5	
身体(n=383)	17.5	10.7	9.4	5.7	2.1	16.2	
療育(n=269)	16.0	11.2	8.6	14.1	4.5	13.0	
精神(n=464)	8.2	10.6	11.9	5.6	3.4	14.2	
通所(n=30)	6.7	10.0	16.7	10.0	6.7	20.0	

資料：八潮市福祉に関するアンケート調査（障がい者（児）調査）

⑤八潮市の住みやすさ（障がいのある人にとって）

障がいのある人にとっての住みやすさは、「わからない」が62.2%で最も多くなっています。「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせると8.5%、「住みにくい」と「どちらかといえば住みにくい」を合わせると28.8%となっており、住みにくいと感じる市民が多いことがうかがえます。

■八潮市の住みやすさ(障がいのある人にとって)

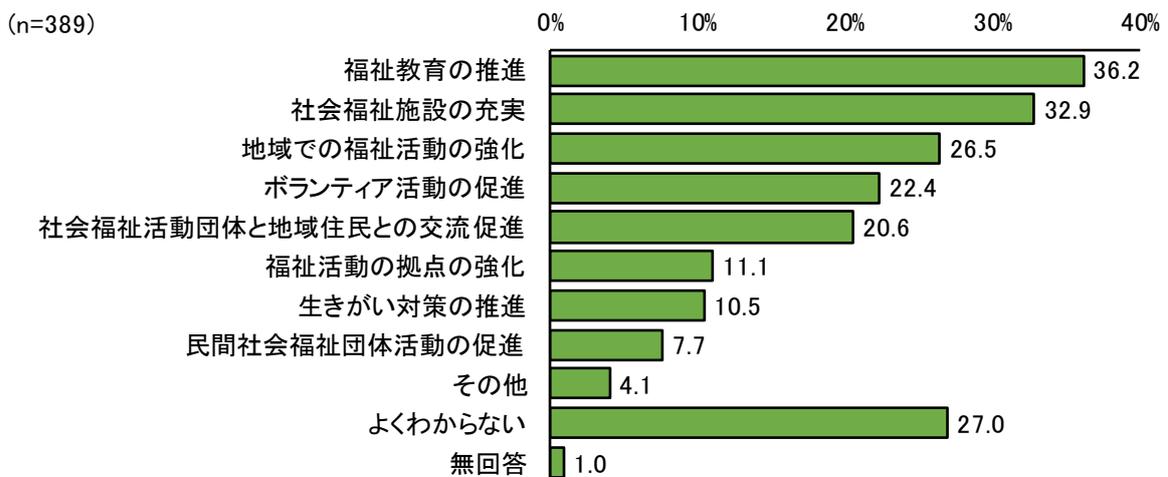


資料：八潮市福祉に関するアンケート調査（一般市民調査）

⑥地域の福祉を高めるための対応策

地域の福祉を高めるための対応策は、「福祉教育の推進」が36.2%で最も多く、以下「社会福祉施設の充実」が32.9%、「地域での福祉活動の強化」が26.5%などとなっています。なお、「よくわからない」は27.0%となっています。

■地域の福祉を高めるための対応策



資料：八潮市福祉に関するアンケート調査（一般市民調査）

(3)子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

子ども・子育て支援事業計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「これから必要な量」を算出し、子育て支援事業に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などを把握するため、実施したものです。

■調査概要

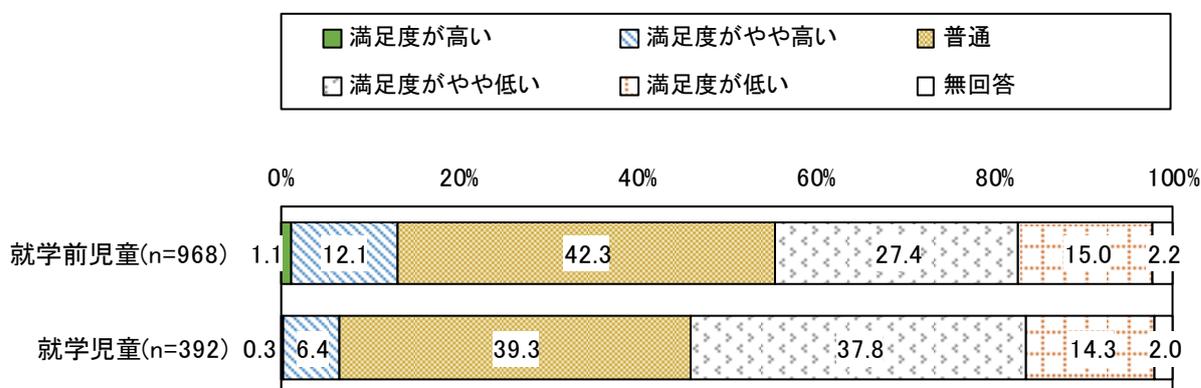
	就学前児童アンケート	就学児童アンケート
対象者	0歳から11歳の子ども3,000人（無作為に抽出）の保護者	
配布数	2,100票	900票
調査方法	郵送配布・回収	
調査期間	平成31年3月19日～平成31年4月16日	
回収結果	回収数：968票 回収率：46.1%	回収数：392票 回収率：43.6%

①子育ての環境や支援への満足度

子育ての環境や支援への満足度について、就学前児童では「満足度が高い」と「満足度がやや高い」を合わせると13.2%、「満足度が低い」と「満足度がやや低い」を合わせると42.4%となっており、満足度が低い割合が高くなっています。

就学児童では、より満足度が低い結果となっており、「満足度が高い」と「満足度がやや高い」を合わせると6.7%、「満足度が低い」と「満足度がやや低い」を合わせると52.1%となっています。

■子育ての環境や支援への満足度



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（令和元年度）

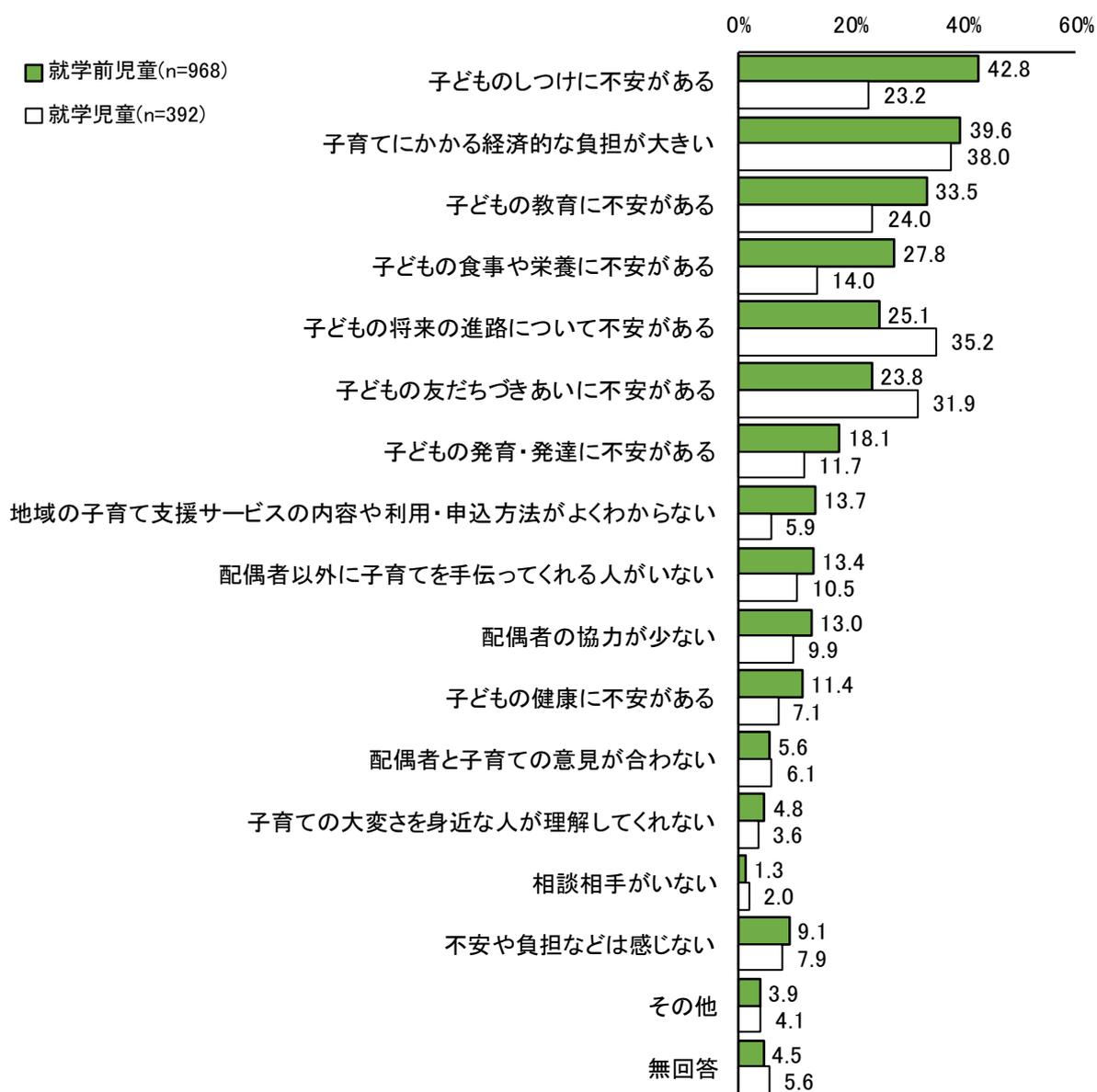
②子育てに関する不安や負担

子育てに関する不安や負担については、就学前児童では「子どものしつけに不安がある」が42.8%で最も多く、以下「子育てにかかる経済的な負担が大きい」が39.6%、「子どもの教育に不安がある」が33.5%などとなっています。

就学児童では「子育てにかかる経済的な負担が大きい」が38.0%で最も多く、以下「子どもの将来や進路について不安がある」が35.2%、「子どもの友達つきあいに不安がある」が31.9%などとなっています。

なお、「相談相手がない」との回答は、就学前児童では1.3%、就学児童では2.0%とごく少数となっています。

■子育てに関する不安や負担



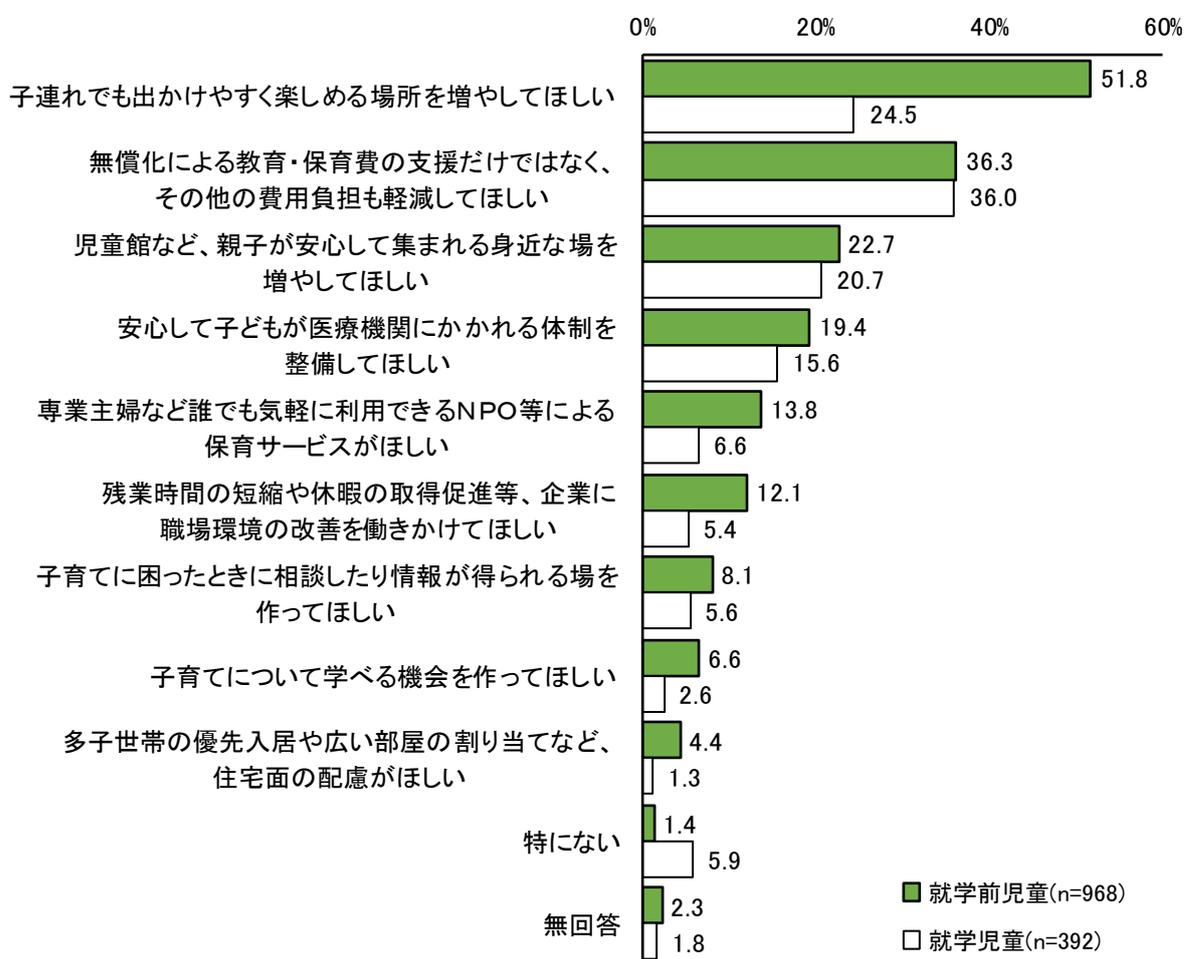
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（令和元年度）

③充実してほしい子育て支援

充実してほしい子育て支援について、就学前児童では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が51.8%で最も多く、以下「無償化による教育・保育費の支援だけでなく、その他の費用負担も軽減してほしい」が36.3%、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場を増やしてほしい」が22.7%などとなっています。

就学児童では、「無償化による教育・保育費の支援だけでなく、その他の費用負担も軽減してほしい」が36.0%で最も多く、以下「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が24.5%、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場を増やしてほしい」が20.7%などとなっています。

■充実してほしい子育て支援



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（令和元年度）

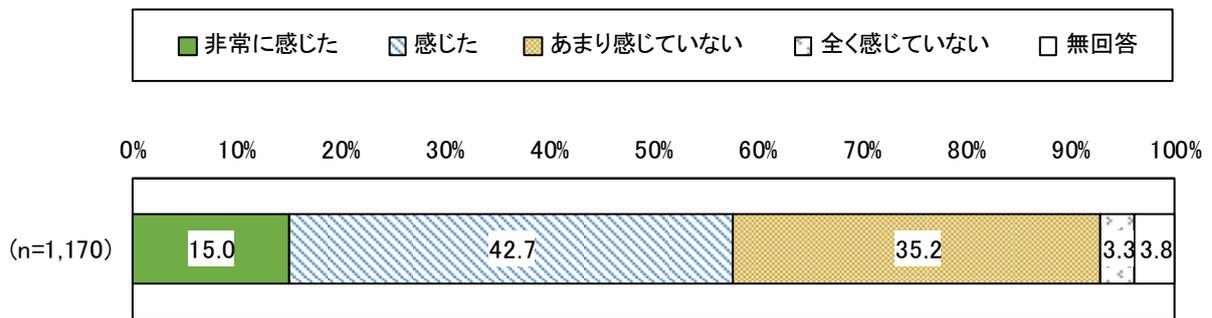
(4)その他の関連する調査結果

①直近1か月間の不満や悩み、ストレス

直近1か月間の不満や悩み、ストレスは、「非常に感じた」が15.0%、「感じた」が42.7%で、合わせると57.7%を占めています。

一方、「全く感じていない」が3.3%、「あまり感じていない」が35.2%で、合わせると38.5%となっています。

■直近1か月間の不満や悩み、ストレス

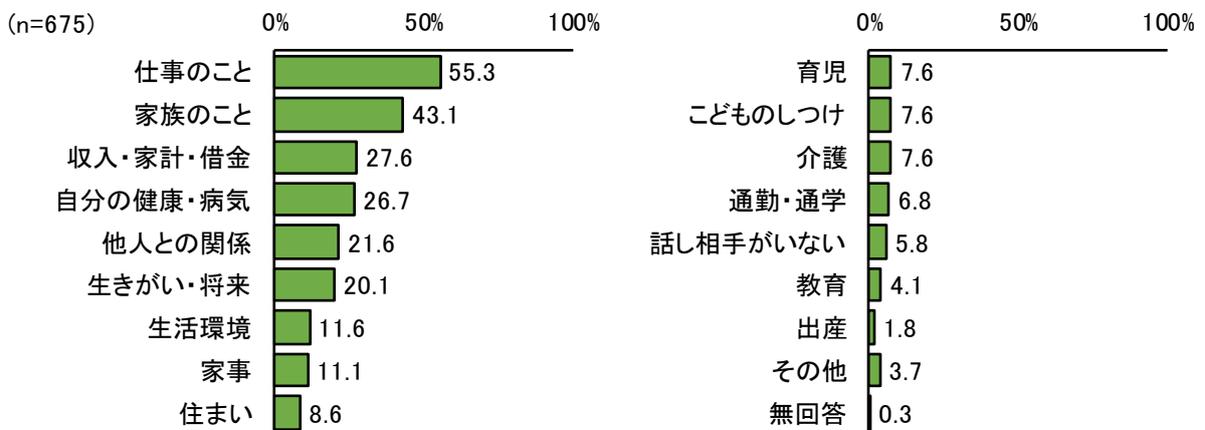


資料：健康に関するアンケート(平成30年度)

②不満や悩み、ストレスを感じたこと

不満や悩み、ストレスを感じたことは、「仕事のこと」が最も多く55.3%を占め、以下「家族のこと」が43.1%、「収入・家計・借金」が27.6%、「自分の健康・病気」が26.7%などとなっています。なお、「話し相手がない」は5.8%となっています。

■不満や悩み、ストレスを感じたこと



資料：健康に関するアンケート(平成30年度)

③ 市政の満足度と重要度

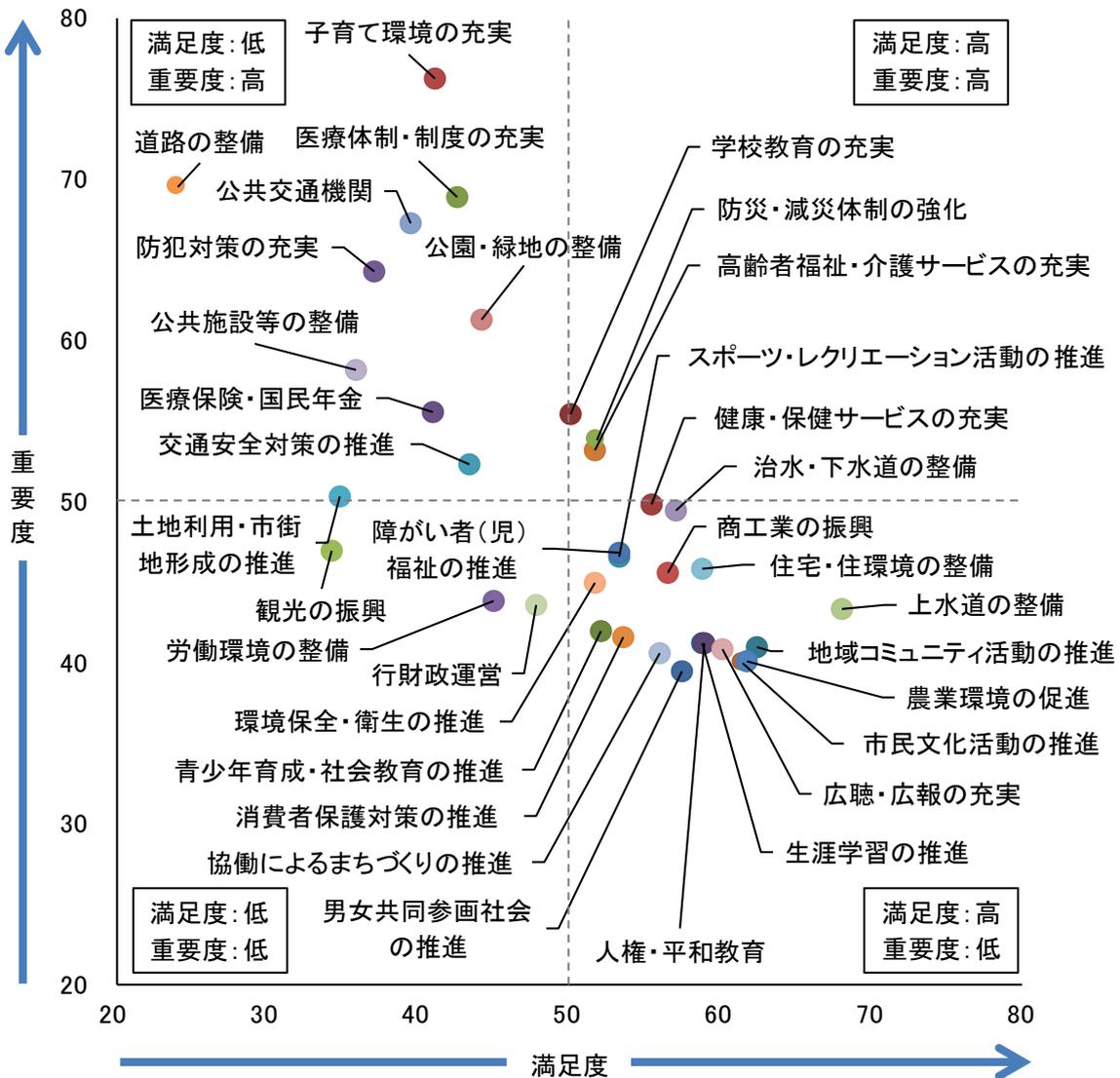
令和元年度に実施した「第17回八潮市市民意識調査」における、市政の満足度と重要度の関係を相対的に分析したものです。

満足度が特に高い項目は、「上水道の整備」、「地域コミュニティ活動の推進」、「農業環境の促進」などとなっています。

一方、満足度が特に低い項目は「道路の整備」、「観光の振興」、「土地利用・市街地形成の推進」などとなっています。そのうち、「道路の整備」は今後の重要度も高くなっています。

また、「子育て環境の充実」や「医療体制・制度の充実」、「公共交通機関」なども重要度が高くなっています。

■ 市政に対する満足度と重要度の関係



資料: 第17回八潮市市民意識調査

4 困難事例把握調査等に見る八潮市の現状

(1) 調査概要

① 調査目的

【困難事例把握調査：専門機関】

専門機関において、様々な困難を複合的に抱え問題が深刻化している事例やそれらの問題に対する取組など、本市における地域福祉の課題をより深く把握するため、困難事例把握調査を実施しました。

【アンケート調査：民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）、関係団体】

民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）及び関係団体において、活動の現状や課題、課題解決に向けた取組などをより深く把握するため、アンケート調査を実施しました。

② 調査方法・調査期間

区分	内容
調査方法	郵送による配布・郵送による回収（記名式）
調査期間	令和3年6月14日（月）～令和3年7月2日（金）

③ 回答を得た専門機関や関係団体等

区分	依頼件数	回答件数	回答率
① 専門機関	34 件	22 件	64.7%
② 民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）	31 件	21 件	67.7%
③ 関係団体	15 件	7 件	46.7%

④ 調査項目

区分	調査項目
① 専門機関	1. これまでに扱った困難事例 2. 困難事例に対する課題 3. 課題に対する対応 4. 対応にあたっての不都合等 5. 課題解決にあたり期待すること 6. 現在扱っている困難事例
② 民生委員・児童委員 （主任児童委員を含む） ③ 関係団体	1. 住民の困りごとや地域の問題など 2. 対応していること又は対応できること 3. 対応できないこと 4. 課題解決にあたり期待すること 5. 自由意見

(2)調査結果

①専門機関-----

【困難事例】

専門機関からは、精神障がいや知的障がいのある人を適切なサービスや支援につなぐことが必要であるという事例が最も多く挙げられています。

また、障がいのある子どもがいる母への支援が必要であるという事例や児童虐待の可能性のある家庭の事例、8050 問題に該当し虐待の恐れがある事例なども多く挙げられています。

高齢者については、認知症への対応が必要な事例が多く、適切なサービス利用につなぐことが必要であるという事例やキーパーソンの不在により生活が安定しないといった事例が挙げられています。

第2期計画策定時の調査では報告がなかった新たな事例として、高齢者の一人暮らし世帯や外国籍の世帯等の生活保護及び生活困窮に関する事例、再犯防止に向け地域で行う更生保護に関する事例が挙げられています。

【困難事例に対する課題】

困難事例に対する課題として、特定の分野に限らない横断的な課題が多く挙げられており、要支援家庭の看取りへの対応や親亡き後の生活支援、外国人市民への支援等が求められています。

子ども分野では、保護者が支援を拒否する事例や外国人市民への支援に関する事例が複数報告されており、多様な家庭との関係構築が課題となっています。

高齢者分野では、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者に関する内容が多く、必要な支援に結び付けるための方法や理解促進等が課題となっています。

障がい者分野では、本人への支援だけではなく、家族等のケアラーへの支援、安全・安心につながる住まいの確保や専門機関との連携体制の構築等が課題となっています。

②民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）-----

【地域の困りごとや問題】

民生委員・児童委員からは、一人暮らし世帯や高齢者の実態把握が困難であることや周囲に相談できず支援やサービスを受けることができていない世帯があるという事例が多く挙げられています。

また、子どもの通学時の安全確保が必要であるという事例や町会への未加入世帯が多く実態把握が困難であるという事例が挙げられています。

【対応困難なこと】

求められていることに対して、随時の対応や個人での対応が難しいといった内容が多く挙げられています。

③関係団体-----

【地域の困りごとや問題】

関係団体からは、高齢者について、一人暮らし高齢者への生活支援が必要であるという事例や新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の円滑化に関する事例が挙げられています。

災害時に関する事例も多く、高齢者や障がい者への避難支援が必要であるという事例や避難方法及び避難場所等の情報の周知が必要であるという事例が挙げられています。

また、地域の安全・安心のため、再犯防止の対策として、就労支援の充実が挙げられています。

さらに、担当の民生委員・児童委員を知らないことや身近な地域の担い手が不足している事例、子どもの遊び場が不足している事例、ごみやペットのマナーの事例など、地域生活における多様な事例が挙げられています。

5 第2期計画の評価

第2期計画の評価として、計画の中間年である令和2年度の八潮市地域福祉計画実施計画調書及び事業評価調書を踏まえ、各施策の目標及び課題や改善点について次のように整理します。

(1)ともに手を携え互いに支え合う地域づくりの推進

①第2期計画における施策の目標

- 活動団体に活動発表及び交流の機会を提供し、団体間のネットワークの充実を図ります。
- 様々な方が集い、交流や相談が行える居場所づくりを推進します。
- 日常生活を支える支援サービス体制の構築について検討するとともに、地域における支援サービスを推進します。

②第2期計画における課題や改善点

- 「高齢者ふれあいの家」の増設に向け、広報やホームページ等により事業の周知を図る必要があります。
- 「子育てひろば」の利用者の増加に伴い、相談内容も多様化しており、「子育てひろば」間の情報共有により、利用者対応を統一する必要があります。
- 「障がい者スポーツ交流会わいわい」を円滑に実施するためには、ボランティアの活用や障がい者スポーツ指導員の育成など、運営スタッフを充実する必要があります。
- 生活支援体制を地域住民や周知する必要があるため、生活支援コーディネーター連絡会の開催や、市民向けフォーラムを実施する必要があります。
- 八潮市ファミリー・サポート・センターの利用者の増加により、提供会員の不足が懸念されており、提供会員を増員する必要があります。

■「子育てひろば」の様子



(2)地域福祉意識の高揚と地域福祉を支える担い手づくりの推進

①第2期計画における施策の目標

- 福祉に関する講座や活動等を通じ、市民に対し地域福祉意識の啓発と高揚を図ります。
- 地域福祉を担う人材を育成するため、各種研修会や講座を開催します。
- 活動団体育成のため、説明会や補助金の交付等を実施します。
- ボランティアグループ連絡会等への支援を通じ、拠点やネットワークの整備を図ります。

②第2期計画における課題や改善点

- 「生涯学習まちづくり出前講座」や「やしお市民大学・大学院」において、地域福祉意識の効果的な普及啓発を図るため、講義内容を更新する必要があります。
- 全小中学校における「ふるさと科」の福祉教育の実施にあたって、講師の招致が困難になることがあり、共有できるリストを作成する必要があります。
- 「社会福祉協力校」及び「ボランティア推進校」がより効果的に活動できるよう、啓発や助言をする必要があります。
- 認知症に関する正しい知識と理解を普及するため、認知症地域支援推進員が主体となって市民向けの「認知症サポーター養成講座」を実施する必要があります。
- 手話奉仕員・要約筆記者の養成を促進するため、八潮市社会福祉協議会と連携する必要があります。
- より多くの方に「私と家族の安心ノート（エンディングノート）」を活用してもらえよう、ホームページや市内公共施設におけるポスターの掲示等により、周知啓発に努める必要があります。
- 地域の諸課題を解決していくためにも、ネットワーク化を進め、ボランティアグループ連絡会に多くの団体が入会するようにしていく必要があります。

■学校での福祉教育の様子



(3)安全に安心して生きがいを持って住み続けられる地域づくりの推進

①第2期計画における施策の目標

- ・法人後見業務を実施するとともに、その担い手となる市民後見人を養成します。
- ・日常生活上の相談や保健・福祉・介護のサービス等幅広い相談に応じる体制を推進します。
- ・関係諸機関と連携して対応できるよう、ネットワークの構築を図ります。
- ・保健・医療・福祉の分野が相互に連携しながら支援を行う、包括的支援体制の構築を目指します。
- ・高齢者や子ども、子育て家庭、障がい者等が安全・安心に暮らしていけるよう、見守り活動を実施します。
- ・生きがいを求めて社会参加を希望する人たちが自主的かつ積極的に参加・参画することができるよう、市民に対し様々な活動の機会の提供を図ります。
- ・「家計改善支援事業」を実施するとともに、子どもの貧困対策について検討します。
- ・八潮市避難行動要支援者避難支援計画の推進を図ります。
- ・福祉避難所について、再度避難体制について調整を図ります。

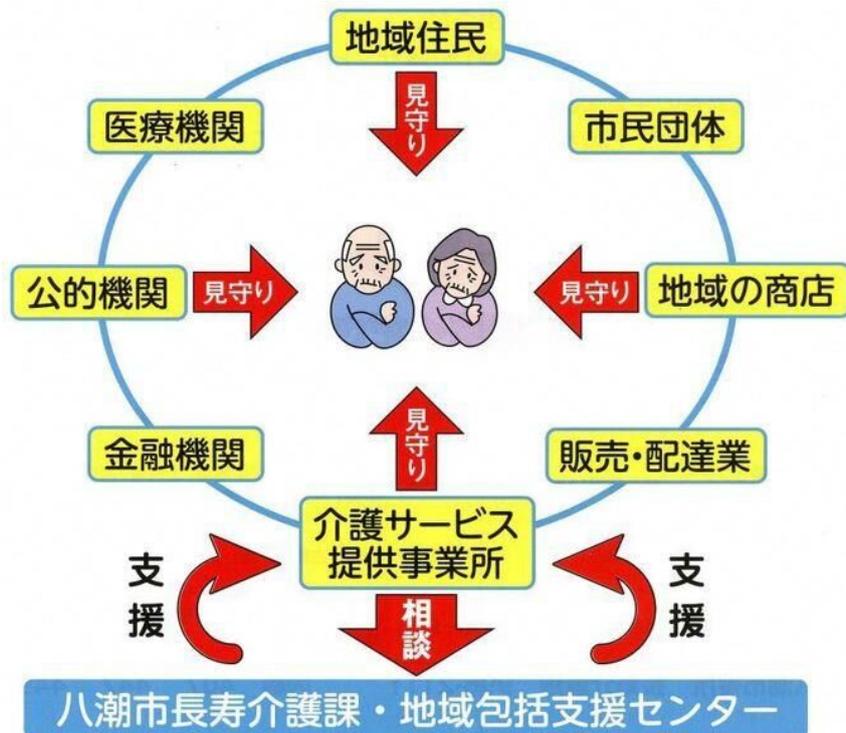
②第2期計画における課題や改善点

- ・成年後見センターの開設に向け、準備を進める必要があります。
- ・市民後見人のフォローアップ講座を開催していますが、モチベーションの低下や個々の状況によって今後の協力が難しい修了者もあり、新規参加者を増やす必要があります。
- ・成年後見制度の利用促進のため、地域包括支援センター等と連携し、市民向けの講演会を実施するなど、権利擁護事業の普及・啓発を行う必要があります。
- ・障害者差別解消法の制度について、理解を深めるために様々な機会を捉えて啓発する必要があります。
- ・医療と介護関係者の情報共有がまだ十分にできていないことや、在宅医療サポートセンターが相談窓口であることが十分に周知されていないため、リストの作成や普及啓発を行う必要があります。
- ・認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するため、認知症地域支援推進員連絡会で、情報共有や支援対象となるケースの検討を行い、認知症初期集中支援チームを活用できるよう取り組む必要があります。
- ・妊娠期から乳幼児への切れ目のない支援の充実のため、産後ケア事業等の実施を検討していく必要があります。
- ・相談支援事業所やサービス提供事業所、関係機関と連携を図り、地域生活支援拠点等の整備に向けて取り組む必要があります。
- ・運営会で協議している地域課題の整理・検討について、「八潮市自立支援協議会」と連動させ、市の施策に反映していく必要があります。

第2章 八潮市の現状と課題

- 地域の見守り体制を充実させるために、地域包括支援センター等の関係機関と連携の上、高齢者支援ネットワークの協力機関の拡充を図るため、事業の普及啓発を図る必要があります。
- 災害に備えるため、障がい者や障がい者の家族に対する声かけや見守り活動の支援について、主に要援護者リストなどを活用しており、民生委員・児童委員と連携する必要があります。
- 生活困窮者に対し、より効果的に支援をするため、他課及び他機関と連携する必要があります。
- 生活困窮者の自立に向けて、支援が必要な世帯への呼びかけを家庭訪問等により行っているものの、参加率が伸び悩んでいるため呼びかけをさらに積極的に行っていく必要があります。
- 子どもの貧困対策についての支援策を近隣市や先進自治体の取組状況を踏まえ検討していく必要があります。
- 避難行動要支援者避難支援個別計画書兼登録申請書に変更が生じた際、把握が難しい状態になっており、一定の期間登録のある提出者に対し、勧奨通知を用いて問い合わせを行い、最新の要支援者情報を把握する必要があります。
- 福祉避難所の開設訓練の実施が進んでいない状況であるため、県の研修会に参加し、他市町村の現状を踏まえながら、開設訓練の実施について検討する必要があります。

■高齢者支援ネットワークのイメージ



6 八潮市の地域福祉を取り巻く課題

本市の地域福祉を取り巻く概況や各種調査結果、困難事例把握調査結果等を踏まえ、本市の課題を次のように整理します。

(1) 身近なつながりづくり

本市の人口及び世帯数は年々増加傾向で、特に20歳代、30歳代の転入増加が顕著に見られます。一方で、1世帯あたり人員や、町会・自治会への加入世帯は年々減少しており、困難事例把握調査では、町会・自治会に加入していない転入者や一人暮らし世帯等を把握することが困難であると報告されています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響で、地域での行事や集まりができない状況が続いており、若年・子育て世帯や高齢者世帯が孤立し、その把握は容易ではないことが想定されます。

そのため、社会構造の変化やコロナ禍での暮らしの変化等を踏まえ、身近なつながりを再構築し、新たな日常の中でのコミュニティ活動を推進していくことが重要です。

(2) 地域を支える人材育成

地域福祉を推進するためには地域の担い手となる人材の確保・育成が欠かせません。本市にはおよそ200のボランティア活動団体・市民活動団体等があります。八潮市社会福祉協議会を中心に地域福祉を担う人材や活動団体の育成・支援を進めていますが、困難事例把握調査によると、担い手の高齢化や次代の担い手となる世代の参加が少ないなど、活動の担い手は不足しており、人材の確保・育成が課題となっています。

地域の福祉を高めるための対応策として福祉教育の推進が求められており、学校や身近な地域、職場等において、福祉に対する理解を深めるための学習機会を増やすなど、福祉意識の向上を図る必要があります。

さらに、人と人、人と団体等をつなぐネットワークを構築・強化するとともに、広く地域に展開していくことが重要です。

(3)安全・安心の確保

市民意識調査における市政に対する満足度と重要度の関係を見ると、満足度が低く重要度が高い項目として、「子育て環境の充実」や「医療体制・制度の充実」、「道路の整備」、「公共交通機関」、「防犯対策の充実」などが挙げられており、暮らしの安全・安心につながる施策に関するニーズが高くなっています。

また、困難事例把握調査においては、新型コロナウイルス等の感染症に対する情報提供に関するニーズが高くなっています。

本市では、高齢化や核家族化が緩やかに進む中で、子育て世代や高齢者世帯等も年々増加しており、こうした生活ニーズを踏まえた地域づくりを推進することが重要です。

また、近年頻発する自然災害等の緊急時の支援体制を充実するとともに、新型コロナウイルス感染症等の感染症発生時の支援やサービス提供体制についても整備・周知する必要があります。

さらに、更生保護の取組や感染症対策等については、困難事例把握調査においても今後の課題として報告されており、具体的な施策を検討していくことが求められます。

(4)包括的な支援体制の構築

現在、高齢者世帯や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、地域住民の生活上の課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

困難事例把握調査によると、地域の中で孤立し、生活に困難を抱えながらも、誰にも相談しない又はできない、あるいは適切な支援やサービスに結びつかないことなどにより、問題が深刻化しているケースが増えています。

各種アンケート調査においては、本人のみならず、身近な家族や介助者等への支援も重要であることがわかりました。

そのため、各分野が相互に連携しながら、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、制度の狭間を作らない地域づくりを推進することが求められます。

また、国及び県の考え方を踏まえて、生活困窮者の自立支援や自殺対策等、福祉の各分野に共通する取組についても本計画に位置づける必要があります。

第3章 計画の基本方針

1 将来像

本市では、互いに支え合う地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築支援、また、SDGs の理念に基づく「誰一人取り残さない」地域の実現に向け、地域福祉を推進していきます。

本計画における地域福祉の将来像は、施策の一貫性と継続性の観点から、第2期計画を踏襲し、次のとおり定めます。

**人と地域の絆を大切にし、
誰もが安心していきいきとした生活を送ることのできるまち**

将来像は、本市の地域福祉の目指す姿として、「人と地域の絆」「安心」「いきいきとした生活」を掲げています。

「人と地域の絆」には、ふれあいや支え合いの結果生まれる人と人、人と地域の結びつきを表しています。

また、「安心」「いきいきとした生活」には、全ての地域住民が安心して暮らし、かつ、生きがいを持って暮らしていくことを表しています。



2 共通理念

本計画の基本理念を次のとおり定め、この基本理念を福祉3計画（「八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「八潮市子ども・子育て支援事業計画」、「八潮市障がい者行動計画・八潮市障がい福祉計画」）の「共通理念」として位置づけることとします。

地域における多様な主体が それぞれの役割を担いながら協働し、 福祉の力を高める地域づくり

人と地域の絆は、地域社会を構成するあらゆる人たちがそれぞれの役割を担いながらともに手を取り合い、その多様な活動が結びついて初めて生まれるものであることから、互いの絆を深めていくために地域福祉の推進という共通の目的に向かい、力を合わせ協力していく協働の取組が必要となります。

地域社会を構成するあらゆる人たちが協働することで多様な課題を発見し、解決することができる福祉の力が高まるような地域づくりを進めます。

将来像の実現に向けては、地域社会を構成するあらゆる人たち（地域における多様な主体）がそれぞれの役割を担いながらともに手を取り合い、自分たちの持っている特性を生かし、かつ、それぞれの役割分担のもとで相互に補完し合いながら地域福祉の推進という共通の目的に向かって取り組みます。

また、そうした取組を「協働」として捉え、これらの取組の点と点が結びつき、つながり合うことで面的な広がりへと展開し、地域において互いに助け合い支え合う力を高め、地域全体に波及していくことを目指します。

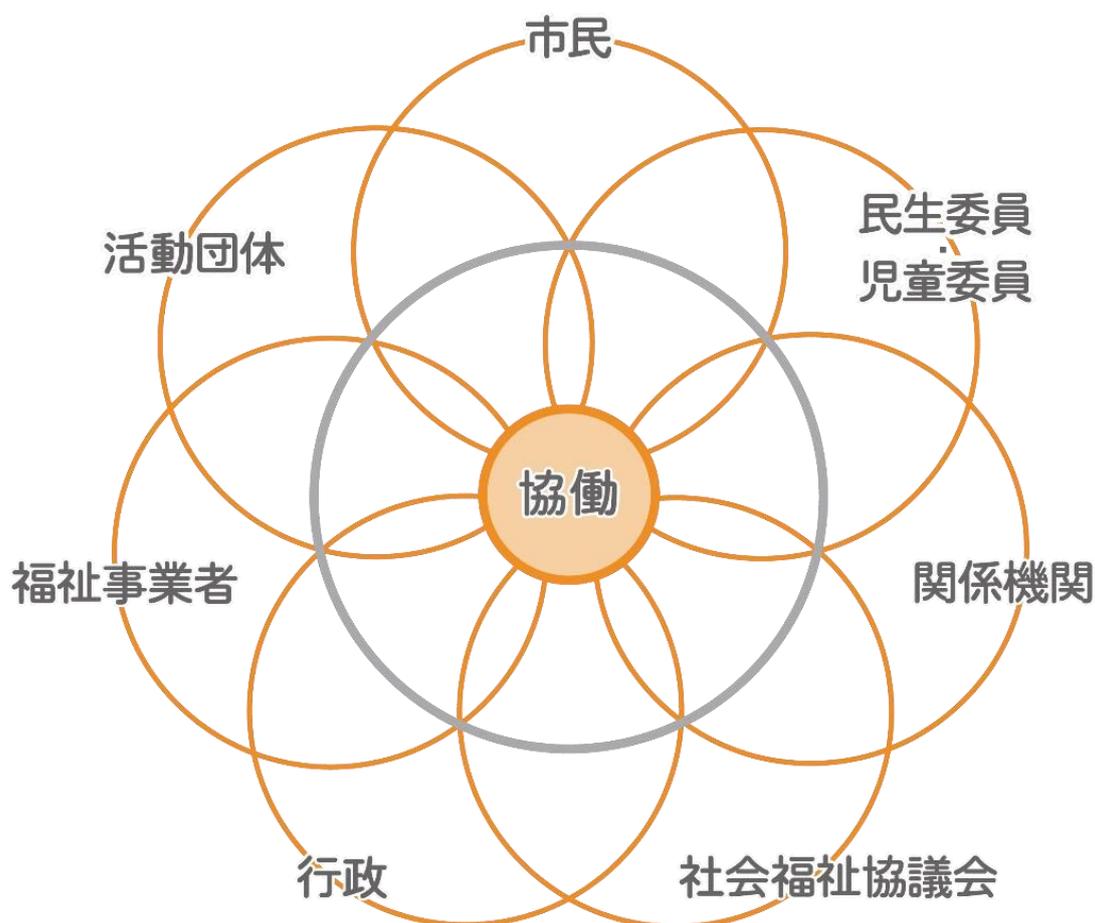
なお、共通理念は、地域福祉の将来像を実現させるための基本となる考え方とし、福祉3計画の基本理念については、各計画において個別に定めるものとします。

本市では、「まちづくりの主役は市民であり、その市民と行政が協働してまちづくりを推進する」という考え方に基づいてまちづくりを進めています。

本市のまちづくりを進めていくために必要な考え方や仕組みなどの基本的なルールを定めた「八潮市自治基本条例」においても協働の原則が定められており、そこでは、「市民、市議会及び行政がそれぞれの役割及び責務を自覚し、自主性を尊重しつつ、対等な立場で、相互に補完し、協力すること」と定められています。

地域福祉の推進にあたっては、こうした基本的な考え方を踏まえ、地域福祉を組織的に支えていく町会・自治会、ボランティア団体・NPO、企業・商工関係団体等の活動団体、福祉事業者、民生委員・児童委員、教育機関や医療機関等の関係機関、社会福祉協議会、行政など、地域福祉活動を担う各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に補完し合いながら「協働」を図ることで地域の課題をともに解決していくこととします。

■地域福祉を推進するための「協働」のイメージ



3 基本目標

共通理念である「地域における多様な主体がそれぞれの役割を担いながら協働し、福祉の力を高める地域づくり」を推進するため、本計画では、「絆づくり」、「人づくり」、「地域づくり」、「しくみづくり」を基本目標に据え、その達成に向けた取組を進めます。

基本目標1 ともに手を携え互いに支え合う絆づくり

私たちの身の回りには、様々な悩みや不安を抱え、何らかの支援を必要とする人々が暮らしています。その内容は一人ひとり異なり、当事者のライフスタイルも様々であることから、必要とする福祉ニーズも一人ひとり異なります。



そこで、地域の実情に即した地域住民自身による主体的な支え合いの活動や地域づくりへの参画により、様々な地域課題を、「自助・互助・共助・公助」のそれぞれの役割分担のもとで相互に補完し合いながら解決につなげていくことが必要となります。

本市では、社会構造の変化やコロナ禍での暮らしの変化等を踏まえ、新たな日常における身近な地域での近所付き合いや見守り、仲間と交流を深めるためのふれあいサロンや町会などへの参加を促進し、ともに手を携え互いに支え合う絆づくりを推進します。

基本目標2 地域福祉意識の高揚と地域福祉を支える人づくり

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりが生きがいを感じられる社会をともに創っていくことを目指していく必要があります。



そのため、日頃から支え、支えられる「お互いさま」の関係づくりに向け、一人ひとりの支え合いの意識の向上を図ります。

地域福祉を担う人材や団体は、地域福祉を進める上で欠くことができません。多様化する地域課題の解決に向けて、柔軟かつ機動的な活動の実践者としての役割が期待されており、今後も次代の地域福祉を担う人材・団体を育成し、担い手の確保を図ります。

基本目標3 安全に安心して生きがいを持って住み続けられる地域づくり

地域住民にとって、安全・安心な暮らしは地域で暮らすにあたっての大前提となります。

一方、近年各地で発生している大規模な災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大、高齢者を狙った特殊詐欺やインターネットを利用した新たな形態の犯罪など、地域住民にとっての安全・安心に対する不安は増大しています。

また、本市では、防犯対策をはじめとする安全・安心に関わる事項について、重要度が高いものの相対的に満足度が低いと感じている調査結果が得られました。

そこで、本市では、権利擁護や緊急時の支援など、全ての人が安全に安心して暮らすことができるような地域づくりを推進します。



基本目標4 多様な福祉課題に対応できるしくみづくり

本市における支援困難事例は、8050問題やダブルケア、外国人市民など、様々な分野にわたり複合化するとともに、本人だけの問題に留まらず家族や介護者も含めて対応する必要があるなど、問題がより複雑化しているという特徴がありました。

また、近年はケアラー・ヤングケアラー等の問題も発生しており、支援が求められています。

そのため、高齢者や障がい者、子育て、生活困窮等の分野ごとの支援体制を充実するとともに、各分野が相互に連携しながら、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築するとともに、社会的孤立を防ぎ、制度の狭間を作らないしくみづくりを推進します。



4 施策体系

基本目標1 ともに手を携え互いに支え合う絆づくり

施策の柱	施策の内容	掲載頁
(1) コミュニティ活動の促進	①コミュニティ活動への参加・参画の促進	65
	②コミュニティ活動団体に対する支援の充実	65
	③地域における居場所づくりの推進	66
	④地域交流活動に対する支援の充実	66
(2) 多様な主体による生活支援の充実	①高齢者の生活支援体制の充実	68
	②日常生活を支える取組の推進	68

基本目標2 地域福祉意識の高揚と地域福祉を支える人づくり

施策の柱	施策の内容	掲載頁
(1) 地域福祉意識の高揚	①地域福祉教育の推進	70
	②地域福祉意識の普及啓発	70
(2) 地域福祉を担う人材及び団体の育成・支援	①地域福祉を担う人材の育成・支援	72
	②地域福祉を担う活動団体の育成・支援	73
	③地域福祉を担う活動団体間のネットワークの充実	73

基本目標3 安全に安心して生きがいを持って住み続けられる地域づくり

施策の柱	施策の内容	掲載頁
(1) 安全・安心の確保	①権利擁護支援体制の充実	74
	②地域における生活安全対策の推進	74
(2) 社会参加・参画の促進	①地域における生きがいづくり	76
	②再犯防止対策の促進	77
(3) 緊急時の支援対策の推進	①避難行動要支援者への支援対策の推進	78
	②感染症対策の推進	78

基本目標4 多様な福祉課題に対応できるしくみづくり

施策の柱	施策の内容	掲載頁
(1) 相談・支援体制の充実	①相談支援の充実	80
	②保健・医療・福祉の連携による支援の充実	81
	③重層的支援体制の構築	81
(2) 社会的孤立防止体制・対策の推進	①孤立防止の推進	83
	②虐待・DV被害防止の充実	83
	③生活困窮者支援の推進	84
	④自殺防止の推進	84

5 地域福祉圏域

地域社会を構成するあらゆる人たち（地域における多様な主体）がともに手を携え、地域にある様々な生活問題の解決を図っていくには、地域の実情に応じ、地域住民の生活実態に即した適切な地域の圏域設定を行う必要があります。

第2期計画では、より細かな地域特性に応じた支援体制を構築するために、「八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」で定めている日常生活圏域を地域福祉圏域の基本とし、計画を推進してきました。

第3期計画においても、引き続き、4つの福祉圏域を設定し、より身近な地域で支えるための環境づくりを目指します。

■ 地域福祉圏域図



第4章 施策の展開

- ▼本章では「関連する取組」における各取組の位置づけについて、下記のとおり記載します。
- 高**頁：第8期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の取組掲載ページ
 - 子**頁：第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画の取組掲載ページ
 - 障**頁：第7次八潮市障がい者行動計画・第6期八潮市障がい福祉計画の取組掲載ページ
 - なし：その他の関連計画に記載又は関連施策として記載
- ▼「主な担当課等」は、各計画で実施主体として位置づけられている担当課、又は関連施策として主体となって取り組んでいる担当課のことです。
- ▼「市民や地域に期待されること」は、困難事例把握調査において、市民や地域に期待されることとして挙げられた内容を整理したものです。

基本目標1 とともに手を携え互いに支え合う絆づくり

(1) コミュニティ活動の促進

多くの地域住民の地域への参加・参画を促進するため、施策体系を基に地域福祉の基盤となるコミュニティ活動を活性化し参加・参画の機会を確保するとともに、コミュニティ活動団体間のネットワークを充実します。

また、地域において、心のよりどころを持てる場として、子育て中の親や乳幼児、児童、生徒、障がい者、高齢者などが集える居場所を確保するなど、地域の絆づくりに大切な思いやりの心を醸成するための交流の場や機会の充実を図ります。

① コミュニティ活動への参加・参画の促進

関連する取組	主な担当課等
ホームページ等による情報提供の充実	【障65頁】 【障74頁】 障がい福祉課 市民協働推進課
「市民活動・ボランティア活動 情報公開一覧」の作成	市民協働推進課 社会福祉協議会
町会・自治会への加入促進	関係各課

② コミュニティ活動団体に対する支援の充実

関連する取組	主な担当課等
各種団体への支援	【高61頁】 長寿介護課
市民活動団体の交流事業の実施	市民協働推進課
町会・自治会への活動支援	
八潮市コミュニティ協議会への活動支援	

第4章 施策の展開

関連する取組	主な担当課等
町会・自治会における地域福祉の支援	社会福祉協議会

③地域における居場所づくりの推進

関連する取組	主な担当課等
老人福祉センター事業	【高60頁】
高齢者の憩いの場づくり	【高60頁】
オレンジカフェの充実	【高63頁】
地域子育て支援拠点事業	【子62頁】
子どもの居場所づくりの支援	【子80頁】
子ども週末活動推進事業「やしお子ども土曜広場」	【子83頁】
既存施設のバリアフリー化による地域交流活動の場の確保	【障64頁】
空き家を活用した子育て支援や高齢者、住民交流の場づくり等の検討	関係各課
ふれあいサロン	【高88頁】

④地域交流活動に対する支援の充実

関連する取組	主な担当課等
地域交流の促進	【高59頁】
地域活動支援センターの充実	【障49頁】
ボランティア体験プログラムの充実	【障62頁】
スポーツ行事への障がい者の参加促進	【障63頁】
障がい者スポーツ大会等広域的な行事や事業参加への支援	【障63頁】
八潮市協働のまちづくり推進事業への助成	市民協働推進課
八潮市民文化祭や各種文化・芸術行事の開催	【障63頁】
スポーツ・レクリエーション活動の充実	【障47頁】
障がい者創作活動発表会等の開催	【障63頁】
地域行事等への障がい者の参加促進・地域交流の促進	【障64頁】
既存施設のバリアフリー化による地域交流活動の場の確保<<再掲>>	【障64頁】
ふれあいサロンを実施する支部（町会・自治会）に助成	
「ふれあいサロン交流会」を実施	社会福祉協議会
高齢者と障がい者のスポーツの祭典	

◇◆市民や地域に期待されること◆◇
≪市民≫ ○地域福祉への理解を深めましょう ○隣近所へのあいさつや声かけをしましょう ○地域の町会・自治会に加入しましょう
≪地域≫ ○地域での助け合いの意識を高めましょう ○日常的な声かけ・見守りを行いましょ ○地域の活動団体との関わりを持ちましょ ○誰もが参加しやすい活動を行いましょ

■高齢者ふれあいの家支援事業(八潮市)

パルコカフェ



日時：毎週木曜 午後1時30分～3時30分
場所：緑町2丁目25番地19
費用：1回100円

利用者の声
 ・たくさんの人と話のできるのが楽しい。
 ・行けるところが少なくなっている中で、みんなで集まって話をしたり、トランプをしたり、楽しみのひとつになっています。
 ・みんなが知り合いを連れて来てくれるので、いろいろな人と出会うことができました。

たんぽぽカフェ



日時：毎週火曜 午後1時～3時(祝日を除く)
毎週木曜 午前10時～午後3時(祝日を除く)
場所：八幡2835番地15
費用：1回100円

利用者の声
 ・ご近所に住んでいながら、全くお付き合いのなかった方とカフェをきっかけにお知り合いになった。みんなそれぞれ出身も違うため、お互いに食べたことのないものを作ったり、知らないレシピを教わったり、この年齢になっても、知らないことはいっぱいあるんだと感じ、カフェに来るたび色々なことが学べて楽しい。
 ・1人だと食事も食べなかつたり、折り紙をすることもなかった。折り紙は指先に良いし、みんなでお喋りしながらお料理をしたり、お茶をしたり、楽しみができた。カフェでの色々な活動は生活面や健康面にとって、とても良いなと感じています。



高齢者ふれあいの家 茶乃間



日時：毎週水曜・金曜 午前10時～正午
場所：中央1丁目5番地13
費用：1回100円

令和2年8月
開設されました!

カフェしおどめ



日時：毎週月曜・水曜 午後1時～4時(祝日を除く)
場所：伊勢野257 (公社)八潮市シルバー人材センター内
費用：1回100円

利用者の声
 ・誰かとお喋りができる機会ができて楽しい。
 ・毎回来られるわけではないが、カフェに来ると「いらっしゃい」と声をかけてもらえることが本当に嬉しい。
 ・カフェに来て、囲碁を指すことが楽しみのひとつになっている。

(2)多様な主体による生活支援の充実

ひとり暮らし高齢者や夫婦2人暮らし高齢者、認知症の高齢者が増加する中、医療・介護のサービス提供だけではなく、民間企業、NPO法人、ボランティア等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を推進します。

また、生活上の福祉的課題や地域における様々な生活課題に対応するため、支援を必要とする人たちとその家族・その他関係諸機関などが相互に連携を図りながら、地域における取組を推進します。

①高齢者の生活支援体制の充実

関連する取組	主な担当課等
生活支援サービスの体制整備の推進	長寿介護課
圏域ごとの支援内容の検討	
担い手の育成や支え合いの仕組みづくり	

②日常生活を支える取組の推進

関連する取組	主な担当課等
高齢者在宅福祉サービス	長寿介護課
認知症の早期発見・早期対応と介護者支援	
認知症バリアフリーの推進	
ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課
訪問系サービスの充実	障がい福祉課
介護家族会等の支援	
日常生活用具の給付	
車いす貸与事業の促進	
障がい者の自動車運転への支援	
日常生活自立支援事業の推進	商工観光課
八潮たすけあいサービス	
福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）	
福祉車両の貸し出しの推進	社会福祉協議会

◇◆市民や地域に期待されること◆◇

《市民》

- 困っている人がいたら、手を差し伸べましょう
- 身近な取組や活動について調べましょう
- 気付いたことを行政や専門機関等に相談しましょう

《地域》

- 地域での助け合いの意識を高めましょう
- 地域の相談機関との関わりを持ちましょう
- 地域の活動団体との関わりを持ちましょう

基本目標2 地域福祉意識の高揚と地域福祉を支える人づくり

(1) 地域福祉意識の高揚

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、また地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりが生きがいを感じられる社会をともに創っていくことを目指していく必要があります。日頃から支え、支えられる関係づくりに向け、一人ひとりの支え合いの意識の向上を図ります。

① 地域福祉教育の推進

関連する取組	主な担当課等
認知症等に関する啓発	【高85頁】 長寿介護課
人権教育の推進	【障40頁】 社会教育課 指導課
交流教育の推進	【障58頁】
社会福祉協力校、ボランティア推進校の指定等を通じた福祉教育の推進	【障40頁】
教職員研修の推進	【障40頁】 指導課
教育内容・方法の充実 (高齢者体験や障がい者体験などの積極的な推進)	【障40頁】
市民まつりにおける福祉パネルの作成及び展示	
市内の小学校を社会福祉協力校、中学校をボランティア推進校として指定し、社会福祉活動費を助成	社会福祉協議会
ボランティア啓発物品を作成、市内小・中学校に配布	

② 地域福祉意識の普及啓発

関連する取組	主な担当課等
啓発事業の推進	【障39頁】 人権・男女共同参画課 障がい福祉課
意識改革及び企業等への啓発	【子87頁】 人権・男女共同参画課 商工観光課
地域福祉の普及・啓発事業の実施	社会福祉課
日本赤十字社への活動協力	
児童虐待防止のための広報・啓発	【子78頁】 子育て支援課
里親制度の周知	【子79頁】

関連する取組	主な担当課等
手話を言語とする事業の推進	【障45頁】
障がいについての情報提供・情報共有の充実	【障73頁】
生涯学習まちづくり出前講座の実施	市民協働推進課
やしお市民大学・大学院	社会教育課
人権教育の推進《再掲》	【子90頁】 【障40頁】
ボランティア情報紙・ボランティア活動情報公開冊子の発行	社会福祉協議会
「やしお社協インフォメーション」の発行	
社会福祉協議会の事業内容の紹介	

◇◆市民や地域に期待されること◆◇
<p>《市民》</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○地域のことに興味を持ちましょう ○認知症や障がいなどへの理解を深めましょう ○助け合いの精神を持ち、積極的に活動に参加しましょう
<p>《地域》</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○地域での助け合いの意識を高めましょう ○支援を必要とする事例について話し合しましょう ○地域の活動団体との関わりを持ちましょう

(2)地域福祉を担う人材及び団体の育成・支援

ボランティアをはじめとする地域福祉の各分野に携わる様々な職種の人材は地域福祉を支える重要な担い手であり、多様化する地域課題の解決のため、柔軟かつ機動的な活動の実践者としての役割が期待されています。

そのため、さらなる活動の充実や人材の育成・支援が求められていることから、今後も地域福祉を担う人材を育成するために多様な学びの機会を充実します。

また、地域住民が地域において幅広く活発に活動することができるよう、地域福祉を担う活動団体を育成するとともに、活動団体同士が相互に情報を共有し、活動を展開することができるよう、ネットワークの充実を図ります。

①地域福祉を担う人材の育成・支援

関連する取組	主な担当課等
ボランティアセンターと市民活動支援コーナーの充実 【障65頁】	社会福祉課 障がい福祉課 市民協働推進課
フレイルサポーターの養成 【高65頁】	長寿介護課
八潮いこい体操リーダー養成講座 【高68頁】	
介護支援ボランティア制度の実施 【高68頁】	
認知症サポーター養成講座 【高85頁】	
認知症サポーターステップアップ講座 【高85頁】	
手話奉仕員・要約筆記者の養成 【障38頁】	障がい福祉課
手話講習会の実施 【障38頁】	
福祉講座等の開催 【障62頁】	
福祉活動に参加できる人材の確保 【障64頁】	
相談員活動の充実 【障75頁】	
生涯学習まちづくり出前講座の実施<<再掲>>	市民協働推進課
地域リーダー養成講座の実施	
日本語ボランティア養成講座の実施	
やしお市民大学・大学院<<再掲>>	社会教育課
ボランティア体験プログラム	社会福祉協議会
傾聴講座（入門編、ステップアップ編等）	
セカンドライフ講座などの各種講座の開催	
地域福祉サポーター養成講座	
専門職（地域福祉コーディネーター等）の配置を検討	
ボランティア支援員への活動支援	

②地域福祉を担う活動団体の育成・支援

関連する取組	主な担当課等
民生委員・児童委員協議会への活動支援	社会福祉課
草加（八潮）地区保護司会への活動支援	
八潮市社会福祉協議会への活動支援	
認知症バリアフリーの推進<<再掲>>	【高87頁】長寿介護課
介護家族会等の支援<<再掲>>	【障37頁】障がい福祉課
生涯学習まちづくり出前講座の実施<<再掲>>	市民協働推進課
ボランティア団体等が行う日本語教室などの設立や運営等の支援	
活動団体向け講習会の実施	社会福祉協議会
ボランティアセンターの運営	
ボランティア団体への活動費の補助	
ボランティアグループ連絡会への助成	
ボランティア養成講座の開催と内容の充実	
福祉推進団体、福祉団体等への育成費の補助	

③地域福祉を担う活動団体間のネットワークの充実

関連する取組	主な担当課等
ボランティアセンターと市民活動支援コーナーの充実<<再掲>>	【障65頁】社会福祉課 障がい福祉課 市民協働推進課
地域ケア会議	【高79頁】長寿介護課
多文化共生に関わるボランティアや団体等の連携・ネットワーク化の推進	市民協働推進課
活動団体間の横のつながりを目的にボランティアグループ連絡会と共催でボランティア団体交流会を実施	社会福祉協議会

◇◆市民や地域に期待されること◆◇

<<市民>>

- 困っている人がいたら、手を差し伸べましょう
- 地域のボランティア活動に参加しましょう
- 助け合いの精神を持ち、積極的に活動に参加しましょう

<<地域>>

- 地域の活動団体との関わりを持ちましょう
- 地域の実情に応じて講座などを開催しましょう
- 病院や買い物など、普段の生活を支援しましょう

基本目標3 安全に安心して生きがいを持って住み続けられる地域づくり

(1)安全・安心の確保

判断能力が十分でない人たちの権利を擁護し、地域で安心して生活ができるよう、関係諸機関と相互に連携しながら、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の周知・活用を推進するとともに、市民後見人の育成を図ります。

また、権利擁護に関する相談事業、成年後見等に応える体制として、成年後見センターの充実を図ります。

①権利擁護支援体制の充実

関連する取組	主な担当課等
成年後見制度利用支援	社会福祉課
成年後見センターの充実	社会福祉課 長寿介護課 障がい福祉課
成年後見制度の周知・支援	【障45頁】 社会福祉課 障がい福祉課
地域包括支援センターでの権利擁護業務	【高78頁】 長寿介護課
高齢者の権利擁護支援	【高84頁】
障がい者差別解消の推進	【障45頁】 障がい福祉課
基幹相談支援センターの充実	【障76頁】
成年後見制度について周知・啓発	社会福祉協議会
成年後見制度及び市民後見人に関する講演会の実施	

関連する取組	主な担当課等
市民後見人養成講座の実施	社会福祉協議会
福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）《再掲》	

②地域における生活安全対策の推進

関連する取組	主な担当課等
民生委員・児童委員に対する研修及び意識啓発	社会福祉課
高齢者の見守り体制の充実	【高82頁】 長寿介護課
防犯教室等の開催	【障69頁】 交通防犯課
犯罪発生状況等の情報提供の充実	【障69頁】

関連する取組	主な担当課等
自立した消費者の育成	商工観光課
消費者団体の育成・協働	

◇◆市民や地域に期待されること◆◇

《市民》

- 成年後見制度への理解を深めましょう
- 日常的に大人が子どもを見守る目を持ちましょう
- 助け合いの精神を持ち、積極的に活動に参加しましょう
- 地域の清掃や生活マナーを守るなど、生活環境を整備しましょう

《地域》

- 地域での助け合いの意識を高めましょう
- 日常的な声かけ・見守りを行いましょ
- 子どもの登下校時に声かけ・見守りを行いましょ

(2)社会参加・参画の促進

全ての地域住民が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会を実現するために、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域のあらゆる地域住民が役割を持ち、地域住民同士で支え合いができる地域を目指して行くことが重要です。

ボランティアやコミュニティ活動など、生きがいを求めて社会参加を希望する人たちが自主的かつ積極的に参加・参画することができるよう、関係諸機関と連携し体制を推進します。

また、犯罪をした人等に対して、学びの継続や就労に向けた支援、必要な保健・医療・福祉サービスをするためのサポートなど、円滑な社会復帰を支援することで、犯罪をした人等を含めた全ての市民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現を目指します。

①地域における生きがいつくり

関連する取組	主な担当課等
地域交流の促進<<再掲>> 【高59頁】	長寿介護課
介護支援ボランティア制度の実施<<再掲>> 【高68頁】	
手話通訳の配置等障がい者の参加しやすい環境づくりの推進 【障46頁】	障がい福祉課
障がい者対象講座の開講 【障46頁】	
文化・芸術活動等の指導者の養成・確保 【障48頁】	
団体活動への支援 【障79頁】	
スポーツ指導者の養成・確保 【障47頁】	スポーツ振興課
市民活動支援コーナーの充実	市民協働推進課
市民活動コーディネーターの育成	
市民活動団体の交流事業の実施<<再掲>>	
セカンドライフ講座などの各種講座の開催<<再掲>>	社会福祉協議会

②再犯防止対策の促進

関連する取組		主な担当課等
更生保護団体等の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等	★新規★	社会福祉課
就労・住居の確保のための取組	★新規★	社会福祉課 商工観光課
児童生徒の非行の未然防止等の取組	★新規★	指導課
高齢者又は障がい者への支援	★新規★	関係各課
薬物依存を有する者への支援	★新規★	

◇◆市民や地域に期待されること◆◇

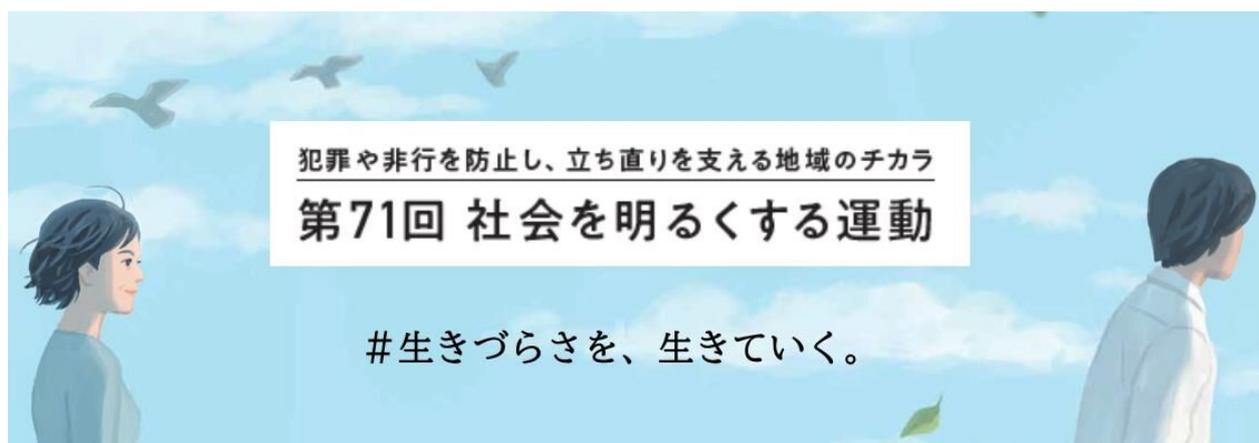
《市民》

- 楽しく集える場所や活動に参加しましょう
- 助け合いの精神を持ち、積極的に活動に参加しましょう
- 更生保護への理解を深めましょう

《地域》

- 地域での助け合いの意識を高めましょう
- 日常的な交流機会をつくりましょう
- 地域の活動団体との関わりを持ちましょう

■第71回(令和3年)社会を明るくする運動(法務省)



(3)緊急時の支援対策の推進

災害発生時に自分の身を守ることが困難な避難行動要支援者に対し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行うとともに、個人情報保護に配慮しつつ、要支援者の状況把握を行い、避難情報や安否情報確認の伝達、ハザードマップの周知など、避難支援全般にかかわる協力体制の整備を推進します。

また、新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザ等の感染症発生時においては、感染症拡大防止の観点を踏まえつつ、市民、関係諸機関に適切な情報提供を行います。

①避難行動要支援者への支援対策の推進

関連する取組	主な担当課等
避難行動要支援者制度の推進	社会福祉課
福祉避難所の運営体制の整備	
避難行動要支援者リストの活用と情報提供システムの整備 【障70頁】	社会福祉課 障がい福祉課 危機管理防災課
避難誘導體制の整備（関連機関との連携強化、避難所の開設等） 【障71頁】	
災害時情報提供活動 【高89頁】	社会福祉課 社会福祉協議会
ヘルプカード・ヘルプマーク普及の推進 【障69頁】	障がい福祉課
障がい者災害時支援バンドナの配布 【障71頁】	
障がい者のための防災・支援ガイドブックの配布 【障71頁】	
災害情報提供事業の実施 【障70頁】	障がい福祉課 危機管理防災課
福祉避難所の充実 【障72頁】	
防災訓練への障がい者の参加促進 【障69頁】	危機管理防災課
地域住民との緊急連絡体制の確立 【障70頁】	
災害ボランティアセンター事業	社会福祉協議会

②感染症対策の推進

関連する取組	主な担当課等
避難誘導體制の整備（避難所等で発生し得る感染症対策） 【障71頁】	社会福祉課 障がい福祉課 危機管理防災課
予防接種の実施	健康増進課
感染症予防に関する普及啓発	
事業者への情報提供	関係各課
事業者への感染症対策の支援	

◇◆市民や地域に期待されること◆◇

《市民》

- 隣近所で緊急時に支援が必要な人を把握しましょう
- 緊急時に支援が必要な場合、隣近所や地域の人に相談しましょう
- 災害等の緊急時に備えて準備をしましょう

《地域》

- 地域での助け合いの意識を高めましょう
- 緊急時の支援について話し合いましょう
- 声かけや情報提供など、緊急時の支援をしましょう

■八潮市洪水地震ハザードマップ

防災の教科書

八潮市

**洪水ハザード
地震マップ**

- 洪水ハザードマップ p.4
- 水害対策 p.26
- 地震ハザードマップ p.34
- 被害対策 p.36
- 避難生活 p.42
- 防災に役立つ情報 p.44

By scanning the QR code you can check with other language version.

English 中文 Tiếng Việt

ハザードマップってなに？

洪水ハザードマップとは

洪水・氾濫に関する情報と避難方法などを住民の皆様様に提供することにより、日頃からの防災意識を高めるとともに、いざという時に安全かつスムーズな避難行動につなげ、被害を最小限にすることを目的とした地図です。
大雨などによって河川が氾濫した場合に浸水する範囲や深さを予想した浸水想定区域図や、浸水するまでの時間、氾濫時の避難場所など、浸水が想定される区域からの住民の安全な避難に必要な情報を掲載しています。

ハザードマップの対象河川

国、埼玉県が浸水想定区域図を公表した河川を対象としています。

- ・利根川
- ・江戸川
- ・荒川
- ・中川
- ・綾瀬川
- ・中川、綾瀬川、元荒川、大落古利根川、新方川
- ・芝川、新芝川



地震ハザードマップとは

今後発生が想定されている地震のうち、八潮市へ最も大きな影響を及ぼす東京湾北部地震をもとに、「建物倒壊危険度マップ」、「揺れやすさマップ」、「液状化可能性マップ」を作成しています。



ハザードマップの想定地震

八潮市では、埼玉県が平成24・25年度に実施した地震被害想定調査に基づいて東京湾北部地震を想定地震としています。
東京湾北部地震が発生すると市内では、震度6強の揺れが発生し、次のような被害が発生すると想定されています。

- ・建物被害 4,189棟（全壊・半壊）
- ・人的被害 584人
- ・避難者 4,545人

基本目標4 多様な福祉課題に対応できるしくみづくり

(1) 相談・支援体制の充実

介護に関する問題、子ども・子育てに関する悩みや問題、障がい者に関する就労や日常生活を営む上での問題、経済的な問題など、様々な生活問題を抱えた市民がいます。身近な地域における生活上のあらゆる相談に対応するとともに、支援が必要な場合には途切れることなく迅速に関係する機関につないでいく支援体制を推進します。

また、支援を必要とする全ての人々が地域で安心して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉の分野が相互に連携しながら支援を行うための体制づくりを推進します。

さらに、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に行うことができるように体制の整備に努めます。

① 相談支援の充実

関連する取組		主な担当課等
高齢者相談窓口の充実	【高77頁】	長寿介護課
情報提供体制の充実	【高93頁】	
専門職による健康相談の実施	【高62頁】	健康増進課
専門職による「こころの健康相談」および個別相談の実施	【高63頁】	
専門機関や関係機関との連携	【高63頁】	
妊娠期から乳幼児期の相談等の充実	【子74頁】	
乳幼児のすこやかな成長を促す支援	【子75頁】	
子育てメンタルサロンの充実	【子75頁】	
ママのこころの相談・講座の実施	【子75頁】	
保健師による個別相談	【子75頁】	
利用者支援事業	【子60頁】	
養育支援訪問事業	【子59頁】	子育て支援課
ホームスタートの実施	【子75頁】	
児童相談業務体制の充実	【子77頁】	
家庭児童相談等の充実	【子78頁】	
多言語における子育て情報の提供	【子81頁】	
障がい児保育事業	【子72頁】	保育課

関連する取組	主な担当課等
関係機関等との連携強化	【障35頁】
障がい者就労支援センターの充実	【障41頁】
関係機関との連携の充実	【障42頁】
サポート手帳の周知	【障54頁】
相談体制の整備	【障75頁】
障がい者総合相談窓口「コネクト」の充実	【障76頁】
県の外国人相談窓口や関係機関と連携し、外国人市民へ適切な情報を提供	市民協働推進課
消費者保護対策の推進	商工観光課
ケアラー・ヤングケアラーの相談支援体制の充実	★新規★
市民の日常生活の悩みごと等の相談	社会福祉協議会
心配ごと相談員研究会（事業推進のための研修・会議）の開催	

②保健・医療・福祉の連携による支援の充実

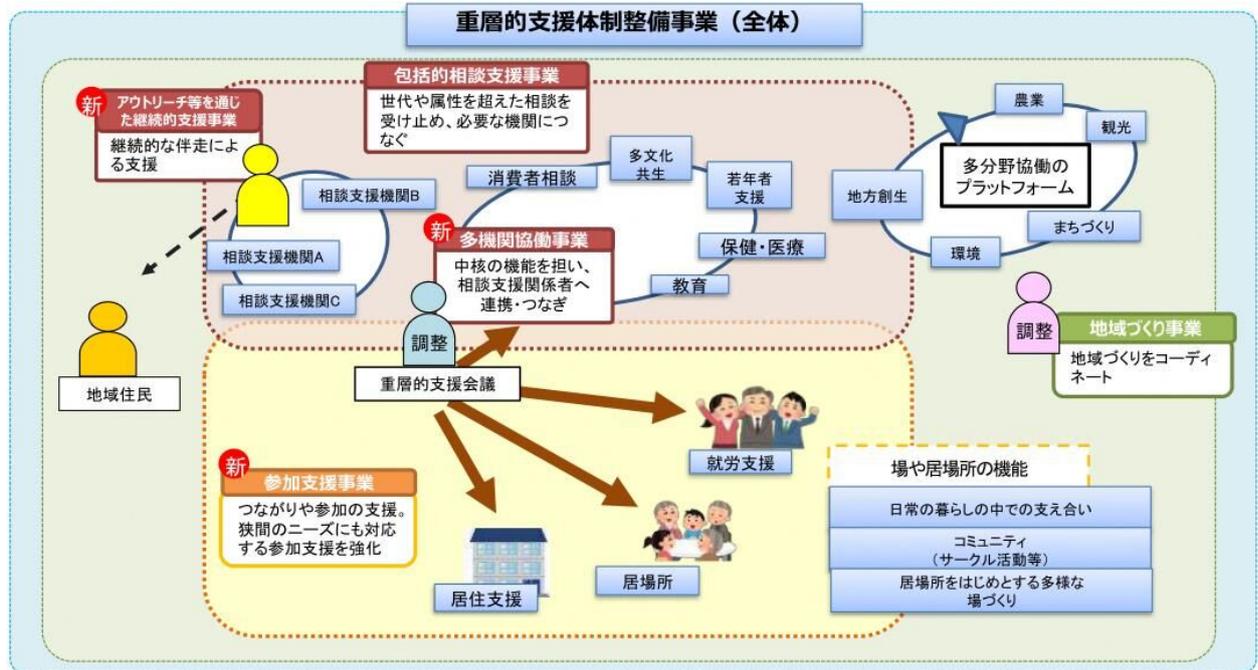
関連する取組	主な担当課等
地域包括支援センター事業	【高78頁】
在宅医療・介護連携事業	【高115頁】
保健・医療・福祉分野の連携によるすこやか相談の実施	健康増進課
子ども家庭総合支援拠点の整備	【子78頁】
障がい児発達支援巡回事業の実施	【障52頁】
保育所、心身障がい児訓練施設、学校等療育関係機関の連携強化	【障53頁】

③重層的支援体制の構築

関連する取組	主な担当課等
属性や世代を問わない包括的な相談	★新規★
社会とのつながりを作るための支援	★新規★
交流や居場所の確保・交流参加・学びの機会のコーディネート	★新規★

第4章 施策の展開

■重層的支援体制整備事業のイメージ(厚生労働省)



◇◆市民や地域に期待されること◆◇

《市民》

- 身近な相談機関について調べましょう
- 支援を必要とする家族の状況を理解し協力しましょう
- 気付いたことを行政や専門機関等に相談しましょう

《地域》

- 地域の相談機関との関わりを持ちましょう
- 地域での助け合いの意識を高めましょう
- 日常的な声かけ・見守りを行いましょう

(2)社会的孤立防止体制・対策の推進

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域で孤立している人がこれまで以上に見えにくくなっていることから、社会的孤立の状態にある人の把握は一層困難になっています。

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活を実現するため、社会の構成員として包み支え合うソーシャルインクルージョンの理念のもと、地域住民が社会から孤立したり、自殺や犯罪等の危険に巻き込まれたりすることのないよう、地域における見守り活動を促進するとともに、町会・自治会や民生委員・児童委員、関係機関等と連携し、それらを未然に防止する体制を推進します。

また、生活困窮者が地域で安心して暮らすことができるよう、課題がより深刻化・複雑化する前に迅速な把握を図り、適切な対応につなげていきます。

①孤立防止の推進

関連する取組		主な担当課等
民生委員・児童委員活動の充実	【障61頁】	社会福祉課
ひとり暮らし高齢者の見守り活動	【高89頁】	社会福祉課 社会福祉協議会
乳児家庭全戸訪問事業	【子58頁】	健康増進課
地域住民による声かけ・見守り運動の推進	【障61頁】	市民協働推進課
民生委員・児童委員協議会との共催によるひとり暮らし高齢者の見守り活動		社会福祉協議会
歳末慰問品贈呈事業		

②虐待・DV被害防止の充実

関連する取組		主な担当課等
「八潮市配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援室）」の実施		人権・男女共同参画課
配偶者暴力相談支援センターとの連携・強化	【子79頁】	人権・男女共同参画課 子育て支援課
高齢者の権利擁護支援<<再掲>>	【高84頁】	長寿介護課
母子保健訪問指導の実施		健康増進課
要保護児童対策地域協議会の充実	【子77頁】	子育て支援課
障がい者の虐待防止	【障44頁】	障がい福祉課

第4章 施策の展開

③生活困窮者支援の推進

関連する取組	主な担当課等
子どもの学習の支援 【子80頁】	社会福祉課
生活困窮者への自立相談支援窓口の推進	
住居確保給付金の給付	
生活困窮者就労準備支援の実施	
生活困窮者家計改善支援の実施	
子どもの貧困の実態調査の実施 【子80頁】	子育て支援課
子どもの貧困対策について検討	
就学援助の実施 【子80頁】	教育総務課
入学準備金貸付事業の実施	
教育資金貸付事業の実施	

④自殺防止の推進

関連する取組	主な担当課等
地域福祉サポーター養成講座等への支援	社会福祉課
ゲートキーパー養成講座	健康増進課
地域における多様な主体（町会・自治会、民生委員・児童委員等）との連携	関係各課

◇◆市民や地域に期待されること◆◇

《市民》

- 社会的孤立状態にある人への理解を深めましょう
- 困っている人がいたら、手を差し伸べましょう
- 困っている人がいたら、民生委員・児童委員に知らせましょう
- 助け合いの精神を持ち、積極的に活動に参加しましょう

《地域》

- 地域での助け合いの意識を高めましょう
- 日常的な声かけ・見守りを行いましょう
- 日常的な交流機会をつくりましょう

第5章 計画の推進

1 計画を推進するための各主体の役割

本市の協働の在り方を踏まえ、計画を推進していく上での各主体の役割を次のとおり整理します。

(1)市民

市民には、地域福祉の担い手でもあることから、一人ひとりが地域福祉に対する学びと理解を深めていくとともに、地域において自らができることを考え、主体的に地域の福祉活動に参加することが求められます。

また、福祉サービスの利用者として、福祉サービスの内容やその適切な利用についても学ぶ姿勢も求められます。

(2)活動団体

①町会・自治会

町会・自治会など地縁に基づく組織には、地域住民の日常生活においても特に身近な存在であり、地域福祉の基盤となる組織でもあることから、市民の地域生活を支える活動を一層推進していくとともに、支援が必要な人の情報や地域で起こっている様々な生活問題に対し、地域福祉を担う主体間で連携して必要な支援につなげていく役割が求められます。

②ボランティア団体・NPO等

ボランティア団体・NPOには、地域の課題解決に専門的・主体的に取り組む役割を担うことから、自らの活動内容を一層充実・発展させていくとともに、地域福祉を担う主体間との連携による地域福祉の推進が求められます。

③企業・商工関係団体

企業・商工関係団体には、地域コミュニティの一員として、自分たちの持っている特性を生かしながら社会貢献事業等に積極的に取り組むとともに、地域福祉を担う主体間との連携による地域福祉の推進が求められます。

(3)福祉事業者

福祉事業者には、福祉サービスの提供者として、地域住民の多様なニーズに添えていくことが求められることから、地域社会と地域福祉を担う主体間との関係を一層強め、かつ、連携していく中で地域住民の抱える潜在的なニーズの把握や専門的な視点からの情報提供、相談等の課題解決の役割が求められます。

(4)民生委員・児童委員

民生委員・児童委員には、身近な地域において、相談ごとや困りごとを抱えた人たちへの様々な支援を行う役割を担うことから、これまでの地域に根差した活動の蓄積を生かし、地域住民の抱える潜在的ニーズを発見し、専門的な支援につなげていく役割が求められます。

(5)関係機関

①教育機関

教育機関には、地域社会と連携を図りながら、地域の人たちがともに学ぶ中で、ノーマライゼーションの考え方のもと、福祉意識を育み、地域とのつながりを築き、これからの地域社会を担う人材を育てる役割が求められます。

また、地域に開かれた教育機関としての役割やいじめ、虐待等の困難事例への取組も求められます。

②医療機関

医療機関には、地域福祉の分野と連携を図りながら、適切な医療サービスを提供して市民の安全・安心な地域生活を支えるとともに、専門的な視点からの情報提供や相談、地域福祉を担う主体間との連携による課題解決の役割が求められます。

③保健所

保健所には、医療機関等と連携を図りながら、予防から治療まで切れ目なく総合的に、保健、医療、福祉サービスを提供できるよう、連携調整等を行うことが求められます。

④児童相談所

児童相談所には、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化する中で、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応を図るなど、地域におけるきめ細かな援助が求められます。

⑤警察

事件や事故への対応はもとより、より地域に根ざした警察活動を推進し、地域住民が安全で安心して暮らすことのできる地域づくりの一翼を担っていくことが求められます。

⑥消防

近年、地震や風水害などの大規模な自然災害が頻発しており、こうした様々な災害に適切に対応するために、関係機関とのより一層の連携が求められます。

(6)社会福祉協議会

社会福祉協議会には、地域住民の地域福祉活動への参加促進をはじめ、地域福祉活動に対する支援を行うとともに、多様な地域福祉活動組織との間に構築された関係性を生かし、地域福祉を担う主体との多様な地域資源のつながり・ネットワーク化推進のコーディネーターとしての機能を果たしていくことが求められます。

(7)行政

行政には、公共サービスの担い手としてだけでなく、協働のための舞台づくりのコーディネーターとして役割を果たしていくことが重要であり、地域福祉を推進していく上で、地域の誰もがいきいきとした生活を送ることができるよう、「家族や地域で助け合い支え合う『互助』」を基本に「一人ひとりが、自分でできることは自分でする『自助』」、「介護保険や医療保険などの制度化された相互扶助である『共助』」、そして、「自助・互助・共助では対応できない生活困窮等の状況に対して支援を行う『公助』」が連携・一体となった施策を推進していく役割が求められます。

近年では特に、公助における専門的な対応を図るとともに、支援が必要な人に対する的確にその手が届く仕組みを確立することや支援が必要な人に対するサービスや関係機関との調整など、地域福祉のセーフティネット機能を果たしていくことが求められます。

2 計画の進行管理

本計画に位置づけられた施策や事業を着実に実施していくため、次の体制に基づいた進行管理を行います。

(1)実施計画調書及び事業評価調書の作成・取りまとめ

年度ごとに、地域福祉計画実施計画調書の作成・取りまとめを行い、地域福祉計画推進委員会にて報告を行うとともに、事業に着手します。

また、各年度の終了後、事業の実施状況を把握した上で、地域福祉計画事業評価調書の作成・取りまとめを行います。

(2)地域福祉計画推進委員会での評価

地域福祉計画推進委員会において、地域福祉計画実施計画調書及び地域福祉計画事業評価調書を通じ、事業の実施状況等を把握するとともに、進捗評価の妥当性の確認や課題解決のための改善策及び取組方針等について検討します。

(3)評価結果の公表

地域福祉計画推進委員会からの評価結果を受け、その後、市ホームページ等を通じ、評価結果を公表します。

資料編

1 策定の経過

年月日	事項	備考
令和3年 4月23日	令和3年度 第1回 八潮市ふれあい福祉の まちづくり推進本部	○議事 (1)第3期八潮市地域福祉計画策定について ①計画策定の概要について ②検討専門部会の設置(案)について ③策定スケジュール(案)について
令和3年 5月13日	令和3年度 第1回 第3期八潮市地域福祉 計画検討専門部会	○議事 (1)第3期八潮市地域福祉計画策定について ①計画策定の概要について ②策定スケジュール(案)について
令和3年 5月25日	令和3年度 第1回 八潮市地域福祉計画 推進委員会	○議事 (1)第3期八潮市地域福祉計画策定について ①計画策定の概要について ②策定スケジュール(案)について
令和3年 6月14日 ～7月2日	困難事例把握調査等の 実施	○専門機関への困難事例把握調査の実施 ○民生委員・児童委員(主任児童委員を含む)及び関係団体 へのアンケート調査の実施
令和3年 8月11日	令和3年度 第2回 第3期八潮市地域福祉 計画検討専門部会	○議事 (1)令和2年度八潮市地域福祉計画実施計画調書及び 事業評価調書について (2)第3期八潮市地域福祉計画【現状と課題】について (3)困難事例把握調査等の結果について
令和3年 8月17日	令和3年度 第2回 八潮市地域福祉計画 推進委員会	○議事 (1)令和2年度八潮市地域福祉計画実施計画調書及び 事業評価調書について (2)第3期八潮市地域福祉計画【現状と課題】について (3)困難事例把握調査等の結果について
令和3年	令和3年度 第2回 八潮市ふれあい福祉の まちづくり推進本部	○議事 (1)第3期八潮市地域福祉計画【現状と課題】について (2)困難事例把握調査の結果について
令和3年 10月8日	令和3年度 第3回 第3期八潮市地域福祉 計画検討専門部会	○議事 (1)第3期八潮市地域福祉計画素案について ①計画の基本方針 ②施策の展開 ③計画の推進
令和3年 10月27日	令和3年度 第3回 八潮市地域福祉計画 推進委員会	○議事 (1)第3期八潮市地域福祉計画素案について ①計画の基本方針 ②計画の推進
令和3年 11月19日	令和3年度 第4回 第3期八潮市地域福祉 計画検討専門部会	○議事 (1)第3期八潮市地域福祉計画素案について (2)パブリックコメントの実施について

資料編

年月日	事項	備考
令和3年 11月25日	令和3年度 第4回 八潮市地域福祉計画 推進委員会	○議事 (1)第3期八潮市地域福祉計画素案について (2)パブリックコメントの実施について
令和3年 12月2日	令和3年度 第3回 八潮市ふれあい福祉の まちづくり推進本部	○議事 (1)第3期八潮市地域福祉計画素案について (2)パブリックコメントの実施について
令和3年 12月10日 ～令和4年 1月14日	パブリックコメントの実施	○第3期八潮市地域福祉計画素案の公表及び意見募集
令和4年 1月27日	令和3年度 第5回 第3期八潮市地域福祉 計画検討専門部会	○議事 (1)パブリックコメントの結果について (2)第3期八潮市地域福祉計画素案について
令和4年 2月8日	令和3年度 第5回 八潮市地域福祉計画 推進委員会	○議事 (1)パブリックコメントの結果について (2)第3期八潮市地域福祉計画素案について
令和4年 3月3日	令和3年度 第4回 八潮市ふれあい福祉の まちづくり推進本部	○議事 (1)パブリックコメントの結果について (2)第3期八潮市地域福祉計画素案について

2 策定の体制

(1) 八潮市地域福祉計画推進委員会

○八潮市附属機関設置条例

昭和 57 年 4 月 1 日

条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する市の執行機関の附属機関(以下「附属機関」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 法律若しくはこれに基づく政令又は別の条例に基づいて設置されたもののほか、附属機関として置くものは、別表のとおりとする。

(委任)

第 3 条 附属機関の組織、運営その他必要な事項は、法律若しくはこれに基づく政令又はこの条例に定めるもののほか、当該執行機関が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第 2 条関係)

附属機関名	職務
八潮市地域福祉計画推進委員会	地域福祉計画の策定及び改定その他地域福祉に関する施策の推進について調査審議する。

○八潮市地域福祉計画推進委員会規則

平成 23 年 3 月 25 日

規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八潮市附属機関設置条例(昭和 57 年条例第 15 号)第 3 条の規定に基づき、八潮市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉を目的とする団体及び事業者の役職員
- (2) 公共的団体等の役職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平 25 規則 21・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(平 30 規則 17・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後最初に委嘱される委員に関する第4条第1項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは、「委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日まで」とする。

附 則(平成25年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年規則第17号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○令和3年度八潮市地域福祉計画推進委員会委員名簿

※委員区分ごとに五十音順

委員区分	氏名（敬称略）	選出団体	備考
1号委員 （社会福祉を目的とする団体及び事業者の役職員）	宇田川 光輝	八潮市社会福祉協議会	
	籠倉 正美	八潮市母子愛育会	
	川上 泉	八潮市自立支援協議会	
	篠木 猛	八潮市民生委員・児童委員協議会	副委員長
	安孫子 由美子	八潮市地域包括支援センター代表 西部地域包括支援センター ケアセンター八潮	
2号委員 （公共的団体等の役職員）	山本 千秋	八潮市自主防災組織連絡協議会	
	飯田 ミエ子	八潮市商工会 女性部	
	渋谷 隆	八潮市町会・自治会連合会	
	杉山 誠一	一般社団法人草加八潮医師会	
	藤波 光子	八潮市コミュニティ協議会	
3号委員 （学識経験を有する者）	佃 志津子	埼玉県立大学 保健医療福祉学部 社会福祉子ども学科	
	長友 祐三	埼玉県立大学 名誉教授	委員長
4号委員 （その他市長が必要と認める者）	白井 陽子	公募	
	市川 俊之	公募	
	狩野 重子	公募	

(2) 第3期八潮市地域福祉計画検討専門部会

○第3期八潮市地域福祉計画検討専門部会設置要領

第1 設置

八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部設置要綱第7条の規定に基づき、八潮市地域福祉計画検討専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

専門部会は、第1に規定する目的を達成するために必要な事項について調査、研究及び検討を行い、これを八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部に報告する。

第3 構成

- (1) 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- (2) 部会長は、地域福祉施策を所掌する健康福祉部副部長をもって充て、副部会長は、社会福祉課長とし、部会員は別表のとおりとする。
- (3) 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- (4) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第4 会議

- (1) 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長はその議長となる。
- (2) 部会長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

第5 任期

専門部会の構成員の任期は、計画策定の日までとする。ただし、異動等による補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6 庶務

部会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

第7 委任

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ部会長が部会に諮って部会長が定める。

○第3期八潮市地域福祉計画検討専門部会 構成員名簿

(◎部会長 ○副部会長)

職名	氏名
◎健康福祉部副部長	遠藤 雅之
○社会福祉課長	鈴木 浩
政策担当主幹	篠原 啓佑
企画経営課長	井上 淳子
人権・男女共同参画課長	倉林 昌也
財政課長	長嶋 雄二
長寿介護課主幹	布施 由美子
健康増進課長	高橋 いく枝
国保年金課長	友部 洋子
子育て支援課長	小林 健一
保育課長	奥村 桂子
障がい福祉課長	萩野 範之
危機管理防災課長	向 忠義
交通防犯課長	栗原 眞一
市民協働推進課長	峯 孝貴
スポーツ振興課長	五十嵐 睦
商工観光課長	本田 貴裕
都市計画課長	小倉 達也
社会教育課長	井上 隆雄
指導課長	千嶋 淳一

(3) 八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部

○八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部設置要綱

	平成10年12月7日	市長決裁
改正	平成11年3月31日	市長決裁
改正	平成18年3月31日	市長決裁
改正	平成19年3月31日	市長決裁
改正	平成22年3月30日	市長決裁
改正	平成23年7月 1日	市長決裁
改正	平成28年3月31日	市長決裁
改正	平成30年4月 1日	市長決裁

(設置)

第1条 市民と市民、市民と行政のふれあいを大切にし、健康に暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の事務を行う。

- (1) 福祉のまちづくりとして、推進すべき施策に係る基本事項の調整に関すること。
- (2) 福祉のまちづくりの総合的な推進に関すること。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充て、副本部長は、健康福祉部長及び子育て福祉部長をもって充てる。
- 3 本部員は、各部の部長、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長及び部長相当職にある者をもって充てる。

(市長及び関係職員に対する出席)

第4条 市長は必要に応じて推進本部に出席するものとする。

- 2 本部長は、情報共有を図るため必要があると認めるときは、教育長及び草加八潮消防組合の職員に出席を要請することができる。

(ふれあい福祉推進責任者)

第5条 福祉のまちづくりに関する施策の推進を図り、ふれあい福祉推進員その他職員の指導を行うため、ふれあい福祉推進責任者を置く。

(ふれあい福祉推進員)

第6条 次の事務を行うため、ふれあい福祉推進員を置く。

資料編

- (1) 課等における福祉施策の推進に関すること。
- (2) 課等における福祉推進責任者との連絡調整に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりに関し、意識の高揚を図ること。

(専門部会)

第7条 本部長は、必要があると認めるときは、専門部会を設置することができる。

(会議)

第8条 推進本部の会議は、本部長が招集し、主宰する。

2 推進本部の副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、健康福祉部の所管する議事のあるときは健康福祉部社会福祉課において、子育て福祉部の所管する議事のあるときは子育て福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年1月4日から施行する。
- 2 八潮市高齢化社会対策推進本部設置要綱（平成3年8月21日市長決裁）は、廃止する。

附 則（平成11年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日市長決裁）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月1日市長決裁）

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月 1日市長決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

○八潮市ふれあい福祉のまちづくり推進本部 構成員名簿

(令和3年4月1日現在)

区 分	職 名	氏 名
本 部 長	副市長	宇田川 浩司
副本部長	健康福祉部長	香山 庸子
	子育て福祉部長	津村 哲郎
本 部 員	企画財政部長	前田 秀明
	企画財政部理事	柳澤 徹
	総務部長	會田 喜一郎
	生活安全部長	武内 清和
	市民活力推進部長	鈴木 圭介
	建設部長	荒川 俊
	都市デザイン部長	中村 史朗
	会計管理者	宮下 泰朗
	水道部長	大山 敏
	議会事務局長	峯岸 恒元
	監査委員事務局長	晝間 徳浩
	教育総務部長	荒浪 淳
	学校教育部長	山本 誠

3 用語解説

あ行

○NPO【12頁】

Non Profit Organizationの略で、民間の非営利団体のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を配分することを目的としない団体の総称。

か行

○介護保険【4頁】

介護が必要となっても、できる限り自宅で自立した生活を営むことができるよう、必要なサービスを総合的・一体的に提供する制度。

○介護予防【5頁】

元気な方も支援や介護が必要な方も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。

○協働【12頁】

市民、市議会及び行政がそれぞれの役割及び責務を自覚し、自主性を尊重しつつ、対等な立場で、相互に補完し、協力すること。

○権利擁護【29頁】

自己の権利やニーズを示すことが困難な高齢者や障がい者などの権利を守るため、その擁護者等が支援すること。

○コミュニティ【3頁】

ある一定の地域に住む人々から成る共通の生活様式をもつ社会集団のこと。

さ行

○在宅医療【49頁】

医師や看護師等の医療従事者が自宅などを訪問し、診療や看護等を行うこと。

○参画【11頁】

政策の立案、実施及び評価の各段階において、主体的に関与すること。

○市民後見人【49頁】

成年後見制度における成年後見人等のうち、親族でも専門職でもない、第三者後見人のこと。

○社会福祉協議会【49頁】

社会福祉事業法に基づく社会福祉法人の1つ。社会福祉協議会は、市区町村、都道府県及び中央（全国社会福祉協議会）の各段階に組織されている。一定の地域社会において住民が主体となり、社会福祉、保健衛生その他生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加、協力を得て、地域の実情に応じ住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的組織。

○生涯学習まちづくり出前講座【48頁】

市民の注文に応じて、市民や企業従業員、市職員などが講師となり、市民のもとに出向いて話をする事業で、全国にさきがけて平成6年4月1日にスタートした。

○シルバー人材センター【21頁】

社会参加や生きがいづくりを希望する働く意思のある高齢者を対象に、短期的な就業や一般労働者派遣等の機会を組織的に提供する公益社団法人のこと。

○セーフティネット【89頁】

網の目のように救済策等を講じ、安全や安心を提供するための仕組みのこと。

○生活困窮者【50頁】

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。

○成年後見制度【27頁】

認知症高齢者や知的障がい者など、判断能力が十分でない人を保護する制度であり、成年後見人による生活、身上監護や財産の管理など、その諸権利を守り、社会的に支援する制度のこと。

た行

○地域共生社会【3頁】

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

○地域福祉コーディネーター【72頁】

市民が日常的に見守り・支え合いができる地域を主な活動の場とし、地域における個別支援とその基盤としての生活支援システムづくり、地域で解決できない課題を解決していく仕組みづくりを進める人材。

○地域福祉サポーター【72頁】

地域の見守り活動、ふれあいサロン等の協力者など、地域福祉活動の支援者。

○地域包括ケアシステム【11頁】

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できる、医療、介護、住まい、生活支援、介護予防が切れ目なく提供される体制。

○地域包括支援センター【49頁】

地域で暮らす高齢者やその家族の介護・福祉・保健・医療等に関するさまざまな相談を受け、支援を行う総合相談機関。

○DV（ドメスティック・バイオレンス）【61頁】

配偶者やパートナーからの身体的、精神的、経済的、性的暴力のこと。

な行

○日常生活圏域【30頁】

身近な地域を「日常生活圏域」として設定し、その中で福祉サービスを提供しているとするもの。

○日常生活自立支援事業【68頁】

利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続の援助など）や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができる制度のこと。「成年後見制度」の補完的な性格を持つ。

○認知症【12頁】

物事を記憶する、考える、判断するなど、認知機能が低下する病気で、日常生活を営むことが困難になること。

○認知症サポーター【48頁】

認知症サポーター養成講座を受講した、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。

○ノーマライゼーション【88頁】

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、障がいのある人もない人も共に生きる社会こそノーマルな社会である、という理念のこと。

は行

○バリアフリー【66頁】

高齢者や障がい者が社会生活を送るうえで、生活の支障となる物理的な障がいや精神的障がいを取り除いた状態。道路の段差を解消したり、階段をなくしたり、階段のかわりにスロープを設置したりする等があげられる。

○避難行動要支援者【49頁】

高齢者や障がい者など、災害時の避難行動や避難所などでの生活が困難な人のこと。

○保健師【80頁】

所定の専門教育を受け、地域活動や健康教育、保健指導などを通じて疾病の予防や健康増進など、公衆衛生活動を行う地域看護の専門職のこと。

○ボランティア【12頁】

自発的、主体的に社会貢献活動を行う個人のこと。

○ボランティアセンター【72頁】

ボランティア活動者等の育成・援助、また、需給・連絡調整を行うことで、地域住民等のボランティア活動に関する理解と関心を深めることを目的とした社会福祉協議会の機能の一部。

ま行

○民生委員・児童委員【8頁】

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々のこと。

や行

○やしお市民大学・大学院【48頁】

広く市政に関する学びを通じて、その学びの成果を地域や社会の課題解決にまで生かすなど、市と協働したまちづくりに貢献できる人材育成を目的としている。

○要援護者【50頁】

災害時に援護が必要な人。安全な場所への避難や、適切な防災行動をとることが困難な方々を把握し、災害時に地域ぐるみで支援するために登録を促進している。具体的には、ひとり暮らしや寝たきりなどの高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国籍市民などが考えられる。

○要保護児童【83頁】

児童福祉法に基づいて保護を要すると定められた児童。保護者のない児童、または保護者に監護させることが不適当な児童、あるいは身体的・精神的障害が認められたり、行動に問題のある児童が含まれる。

第3期八潮市地域福祉計画

令和4年3月

発行 八潮市

〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

TEL：048-996-2111（代表）

FAX：048-996-2820

ホームページ <https://www.city.yashio.lg.jp/>

編集 八潮市 健康福祉部 社会福祉課